

兵庫地方労働審議会

第1回兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会

日時：令和7年5月9日（金）

午前10時～

場所：兵庫労働局 第3共用会議室

神戸市中央区東川崎町 1-1-3

神戸クリスタルタワー 16階

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）部会長及び部会長代理の選出について

（2）兵庫地方労働審議会兵庫県靴下製造業最低工賃専門部
会運営規程について

（3）令和6年度兵庫県靴下製造業家内労働実態調査結果に
ついて

（4）兵庫県靴下製造業最低工賃に係る改正諮問について

（5）兵庫県靴下製造業に係る最低工賃の改正決定について

（6）その他

3 閉 会

令和7年5月9日

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方労働審議会

会長 松尾 俊彦

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年2月18日付け兵労発基 0218 第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所	弁護士
	梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教授
	岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部	准教授

家内労働者代表委員

中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部	次長
三村 敏	播州労働組合連合会	書記長
森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	副事務局長

委託者代表委員

神木 雅之	株式会社神木	代表取締役社長
谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
鷺尾 吉正	兵庫県靴下工業組合	理事長、かこっとな株式会社 代表取締役

別紙

兵庫県靴下製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ(10足)につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによる かがり		41円
包 装		41円
抜 き 返 し		38円
返 し		11円

4 効力発生の日 法定どおり

兵庫地方労働審議会

第 1 回兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会資料

令和 7 年 5 月 9 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

資 料 目 次

頁数

1	兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会委員名簿	1
2	兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等	2
3	兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会運営規程	4
4	兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会運営規程(案)	5
5	最低工賃表(兵庫県靴下製造業)	7
6	靴下製造業の企業数・生産数量等	8
7	兵庫県靴下製造業最低工賃の推移	11
8	兵庫県靴下製造業最低工賃に係る用語説明	15
9	兵庫県靴下製造業家内労働実態調査報告書	25
10	靴下製造業の調査数値の経緯グラフ(補足資料)	49
11	奈良県靴下製造業最低工賃の改正	54
12	家内労働部会報告(写)	55
13	靴下製造業最低工賃諮問文(写)	56
14	R7 答申日別効力発生日予定表	57

参考資料

家内労働関係法規
家内労働のしおり

兵庫地方労働審議会 兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会委員名簿

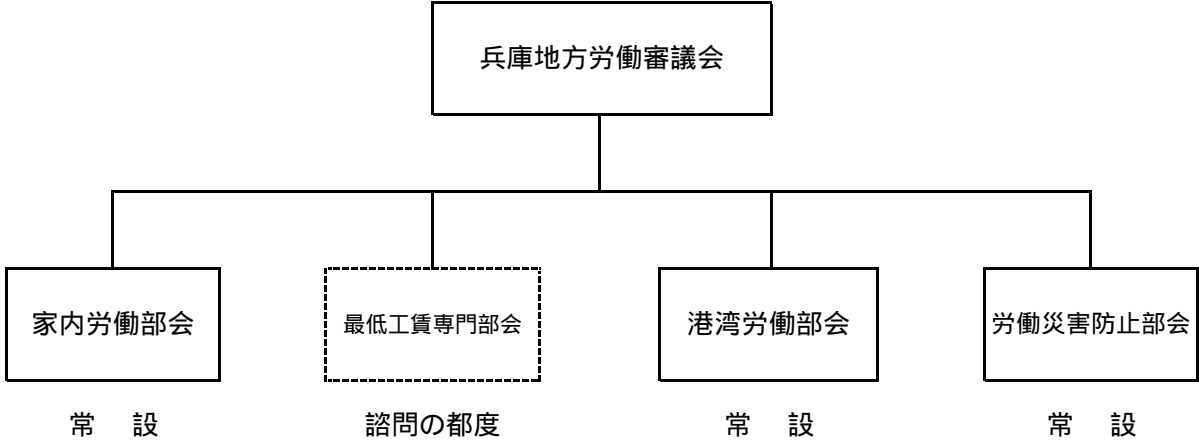
兵庫労働局

令和7年3月25日

区分	委員又は臨時委員の別	氏 名	現 職 名	備考
公益代表	地労審 本審委員 家内労働部会委員	いまい ようこ 今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	うめの なおとし 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授	
家内労働者代表	地労審 本審委員 家内労働部会委員	なかにし おりえ 中西 織絵	U Aゼンセン 兵庫県支部 次長	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	みむら さとし 三村 敏	播州労働組合連合会 書記長	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長	
委託者代表	地労審 臨時委員	こうぎ まさゆき 神木 雅之	株式会社神木 代表取締役社長	
	地労審 本審委員 家内労働部会委員	たにぐち としひさ 谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事	
	地労審 臨時委員 家内労働部会委員	わしお よしまさ 鷺尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長 かこっとな株式会社 代表取締役	
備 考		任命期間：兵庫県靴下製造業最低工賃の調査審議が終了するまで		

※ 五十音順

兵庫地方労働審議会の構成



地方労働審議会	公労使	各6名	計 18名
---------	-----	-----	-------

家内労働部会	公労使	各3名	計9名	地労審令第6条・地労審規程第9条
最低賃金専門部会	公労使	各3名	計 9名	家内労働法第21条
港湾労働部会	公労使	各5名	計15名	地労審令第6条・地労審規程第9条
労働災害防止部会	公労使	各3名	計 9名	地労審令第6条・地労審規程第9条

委員・臨時委員の職務等（家内労働関係）

- ・ 委 員 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会委員 ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 2 条第 1 項 ）
- ・ 臨時委員 ・ ・ ・ 特別の事項を調査審議する ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 2 条第 2 項 ）
- ・ 任 命 ・ ・ ・ 兵庫労働局長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 3 条第 2 項 ）
- ・ 身 分 ・ ・ ・ 一般職の非常勤の国家公務員 ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 6 項 ）

1 家内労働部会

- 設 置 ・ 常 設 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 6 条 ・ 兵庫地方労働審議会運営規
程第 9 条第 1 項第 2 号 ）
- 委員の配置 ・ 委員、臨時委員は、兵庫地方労働審議会長が指名する ・ ・ ・ （ 地方労働
審議会令第 6 条第 2 項 ）
- 任 期 ・ 2 年 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 1 項 ・ 兵庫地方労働審議会
運営規程第 11 条）
- 職 務 ・ ・ ・ 家内労働法第 21 条第 1 項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事
項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する ・ ・ ・
（ 兵庫地方労働審議会運営規程第 9 条第 2 項第 2 号 ）

2 最低工賃専門部会

- 設 置 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又は改正の調査審議を行うとき ・ ・ ・ （ 家内労働法
第 21 条第 1 項 ・ 地方労働審議会令第 7 条 ）
- 廃 止 ・ ・ ・ 任務を終了したときに兵庫地方労働審議会の議決による、又は答申に対
する異議申出がなかった時点 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 7 条第 3 項 ・
兵庫地方労働審議会運営規程第 10 条第 2 項 ）
- 委員の配置 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会長が、委員、臨時委員から指名する ・ ・ ・ （ 地方労働
審議会令第 7 条第 1 項 ）
- 任 期 ・ ・ ・ 調査審議が終了したとき ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 4 項 ）
- 職 務 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又はその改正の決定についての調査審議を行う ・ ・ ・ ・
（ 家内労働法第 21 条第 1 項 ）

兵庫地方労働審議会 兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び兵庫地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 3 人とする。

第 3 条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

第 4 条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 25 日から施行する。

兵庫地方労働審議会 兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

- 第 1 条 兵庫地方労働審議会兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び兵庫地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（組織）

- 第 2 条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員」という。）のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 3 人とする。

（会議の招集）

- 第 3 条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

（テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席）

- 第 4 条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

（会議の公開）

- 第 5 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、部会長及び部会長が指名した家内労働者代表委員並びに委託者代表委員の各1人の確認を得たうえで議事録を作成するものとする。

2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決を兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月9日から施行する。

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクミシン、ロッソーミシン若しくはオーバーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め）の作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクミシンによる かがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーミシンによる かがり		41円
オーバーミシンによる かがり		36円
包 装		40円
抜 き 返 し		37円
返 し		10円

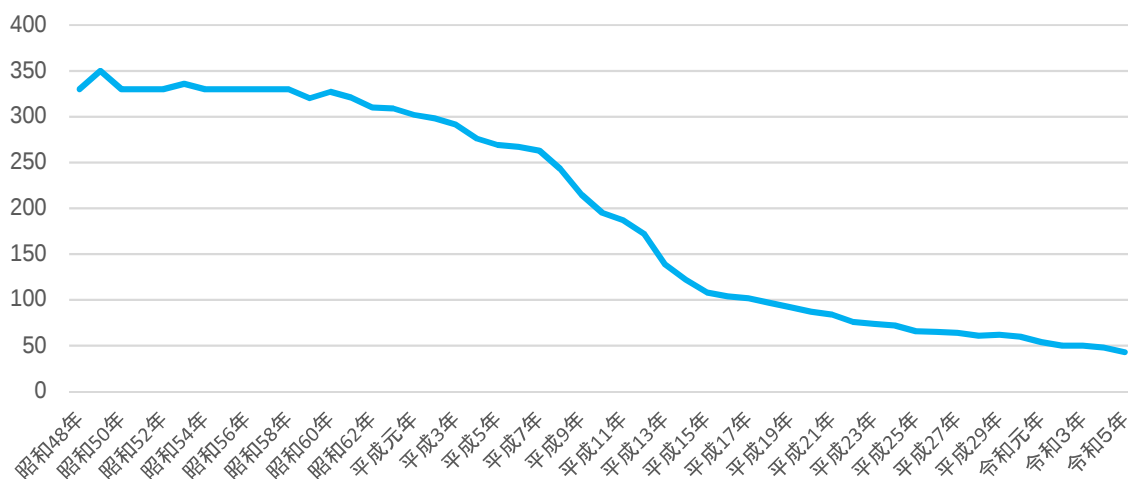
4 効力発生の日 平成13年6月14日

靴下の企業数・生産数量等

年	企業 数 兵庫県	生産数量 (千デカ)		生産金額 (百万円)		生産数量 全国 シェア(%)
		兵庫県	全国	兵庫県	兵庫県	
昭和48(1973)年	330	16,685	115,000	25,027	14.5	
昭和49(1974)年	350	14,850	111,402	21,520	13.3	
昭和50(1975)年	330	15,388	113,503	27,698	13.6	
昭和51(1976)年	330	14,922	124,820	32,000	12.0	
昭和52(1977)年	330	14,208	132,336	31,000	10.7	
昭和53(1978)年	336	15,565	143,252	32,000	10.9	
昭和54(1979)年	330	16,811	159,852	32,000	10.5	
昭和55(1980)年	330	18,511	167,306	35,000	11.1	
昭和56(1981)年	330	19,476	165,250	38,440	11.8	
昭和57(1982)年	330	19,896	194,236	37,500	10.2	
昭和58(1983)年	330	18,504	193,039	37,500	9.6	
昭和59(1984)年	320	20,160	194,855	40,150	10.3	
昭和60(1985)年	327	21,105	189,552	48,500	11.1	
昭和61(1986)年	321	19,206	180,728	38,700	10.6	
昭和62(1987)年	310	20,570	196,440	39,821	10.5	
昭和63(1988)年	309	18,372	200,631	36,685	9.2	
平成元(1989)年	302	18,537	204,800	37,574	9.1	
平成2(1990)年	298	18,737	204,057	39,898	9.2	
平成3(1991)年	291	18,663	198,289	36,855	9.4	
平成4(1992)年	276	17,178	194,448	36,855	8.8	
平成5(1993)年	269	15,564	188,027	32,053	8.3	
平成6(1994)年	267	15,533	171,046	31,756	9.1	
平成7(1995)年	263	13,714	151,549	27,343	9.0	
平成8(1996)年	243	12,390	145,776	24,441	8.5	
平成9(1997)年	215	11,993	128,972	23,626	9.3	
平成10(1998)年	195	10,653	119,909	20,726	8.9	
平成11(1999)年	187	9,979	109,253	19,800	9.1	
平成12(2000)年	172	8,922	102,250	18,071	8.7	
平成13(2001)年	139	8,150	93,480	16,450	8.7	
平成14(2002)年	122	7,411	83,034	15,800	8.9	
平成15(2003)年	108	6,784	72,160	14,500	9.4	
平成16(2004)年	104	6,445	63,450	13,800	10.2	
平成17(2005)年	102	6,285	58,950	13,100	10.7	
平成18(2006)年	97	5,771	54,381	12,000	10.6	
平成19(2007)年	92	5,393	50,117	10,800	10.8	
平成20(2008)年	87	4,974	46,772	10,200	10.6	
平成21(2009)年	84	4,203	40,053	9,860	10.5	
平成22(2010)年	76	4,169	37,765	8,800	11.0	
平成23(2011)年	74	4,169	36,054	8,270	11.6	
平成24(2012)年	72	3,727	33,776	8,110	11.0	
平成25(2013)年	66	3,722	30,775	7,750	12.1	
平成26(2014)年	65	3,705	32,000	7,440	11.6	
平成27(2015)年	64	3,666	30,960	7,305	11.8	
平成28(2016)年	61	3,575	28,552	7,390	12.5	
平成29(2017)年	62	3,504	27,788	7,358	12.6	
平成30(2018)年	60	3,504	26,925	7,225	13.0	
令和元(2019)年	54	3,335	24,461	6,659	13.6	
令和2(2020)年	50	2,600	19,719	4,986	13.2	
令和3(2021)年	50	2,889	15,230	5,369	19.0	
令和4(2022)年	48	2,922	14,325	5,094	20.4	
令和5(2023)年	43	2,773	14,812	5,449	18.7	

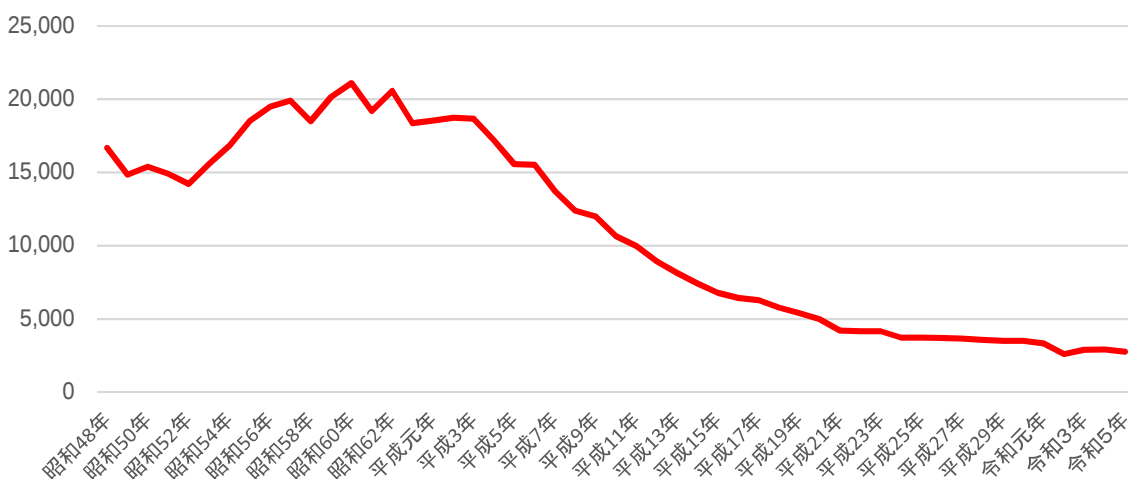
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県靴下工業組合、日本靴下協会の資料による。

企業数 (兵庫県)



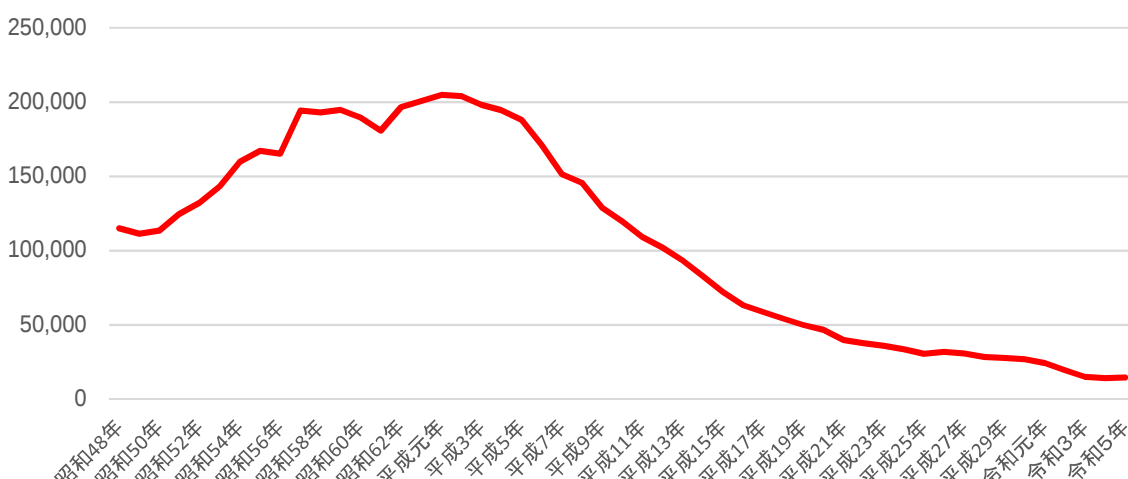
(千デカ)

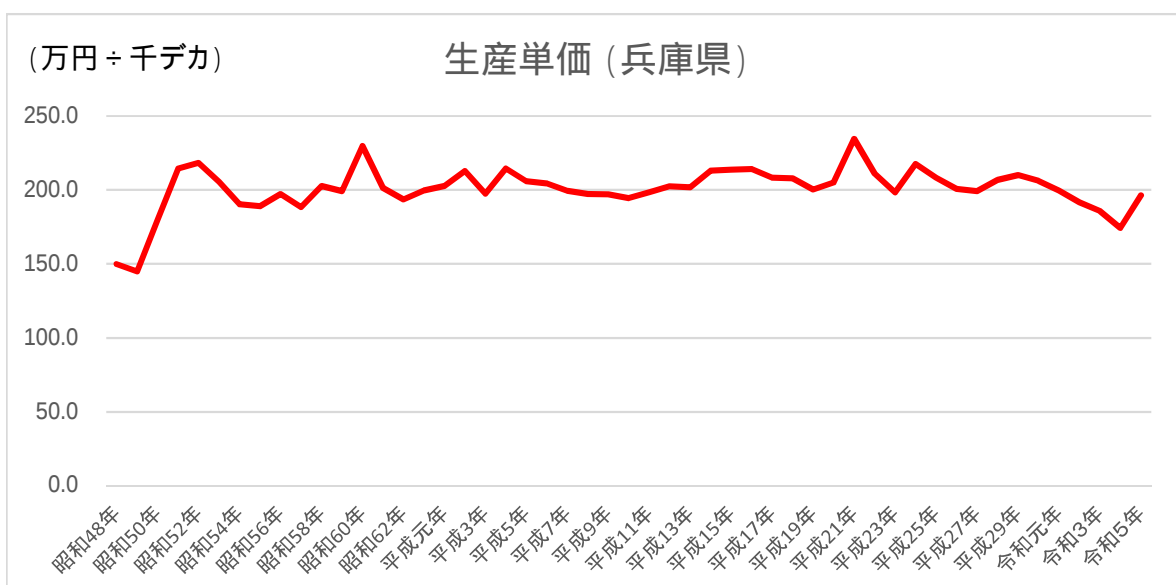
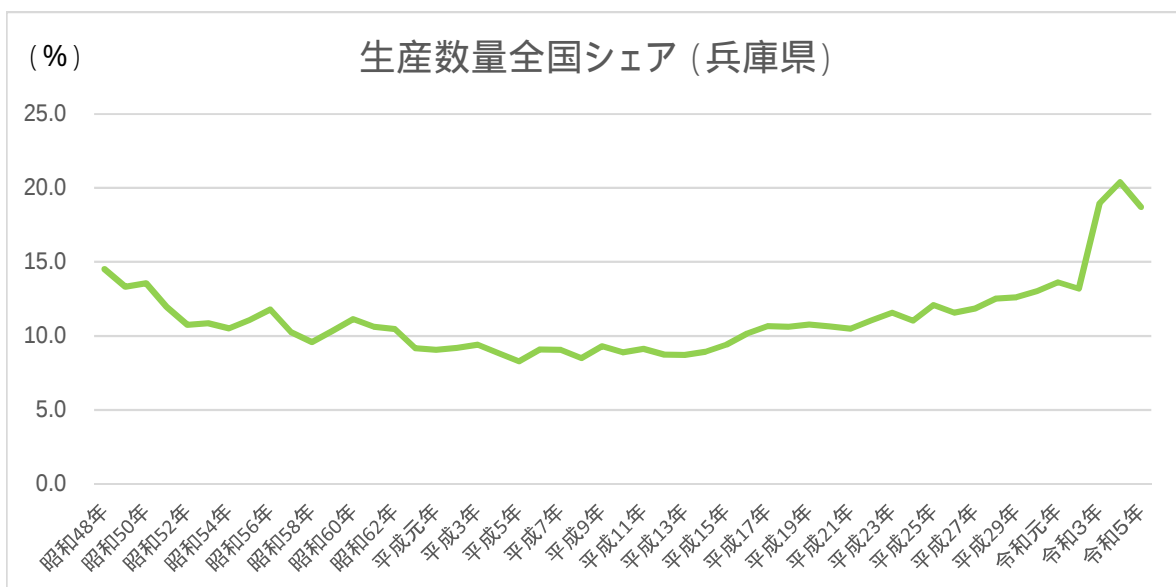
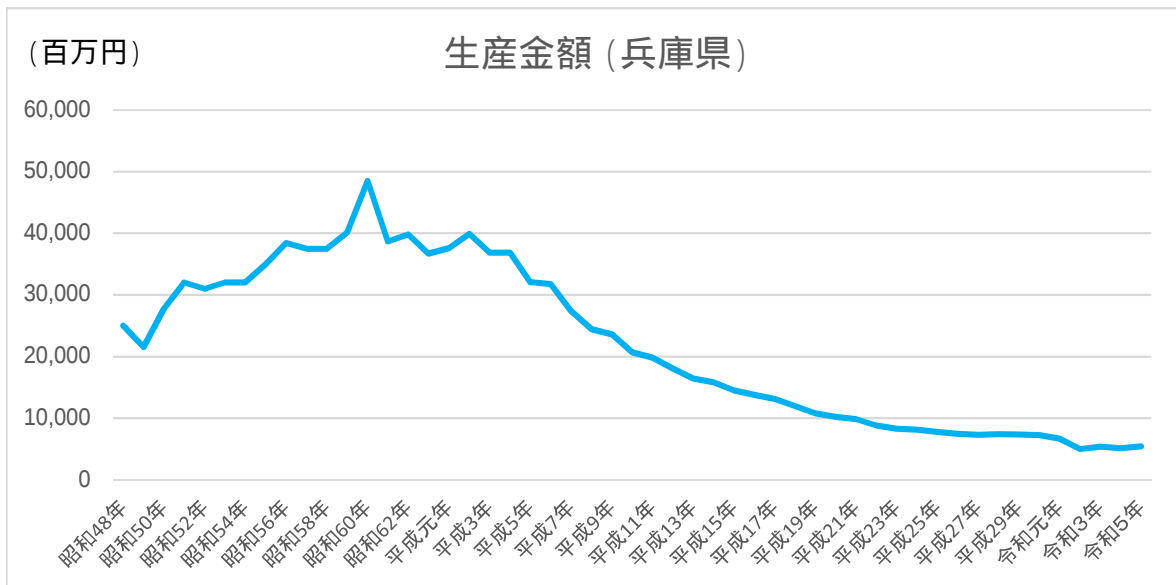
生産数量 (兵庫県)



(千デカ)

生産数量 (全国)





兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

新設（官報公示：昭和 47 年 3 月 8 日、効力発生日：昭和 47 年 4 月 7 日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、靴下 1 デカ（10 足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かがり	リンキングマシン	31 円
	先ぬいマシン	15 円
包 装		16 円
抜 き		12 円

第 1 回改正（官報公示：昭和 49 年 10 月 17 日、効力発生日：昭和 49 年 11 月 16 日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、靴下 1 デカ（10 足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数 121 本以上	75 円
	針目数 120 本以下	55 円
先ぬいマシンによるかがり		20 円
包 装		22 円
抜 き		18 円

第 2 回改正（官報公示：昭和 52 年 2 月 25 日、効力発生日：昭和 52 年 3 月 27 日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、靴下 1 デカ（10 足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数 121 本以上	90 円
	針目数 120 本以下	66 円
先ぬいマシンによるかがり		25 円
包 装 （足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めの 6 作業のうち 3 以上の作業を合せて行うものに限る。）		27 円
抜き返し		23 円

兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

第3回改正（官報公示：昭和56年2月14日、効力発生日：昭和56年3月16日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、くつ下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグミシンによるかがり	針目数が121以上のもの	112 円
	針目数が120以下のもの	88 円
先縫いミシンによるかがり		33 円
包 装 （足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の6作業のうち3以上の作業を合 せて行うものに限 る。）		37 円
抜き返し		33 円

第4回 改正（官報公示：昭和60年7月12日、効力発生日：昭和60年8月11日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につ
つき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグミシンによるかがり	針目数が220以上	215 円
	針目数が101以上219以下のもの	115 円
	針目数が100以下のもの	92 円
オーバーミシンによるかがり		33 円
ロッソーミシンによるかがり		38 円
包 装 （足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の6作業のうち3以上の作業を合 せて行うものに限 る。）		37 円
抜き返し		34 円

兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：昭和62年7月21日、効力発生日：昭和62年8月20日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグミシンによるかがり	針目数が241以上	220円
	針目数が201以上240以下のもの	130円
	針目数が121以上200以下のもの	115円
	針目数が120以下のもの	95円
オーバーミシンによるかがり		33円
ロッソーミシンによるかがり		38円
包装（足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めの6作業のうち3以上の作業を合せて行うものに限る。）		38円
抜き返し		34円

第6回 改正（官報公示：平成3年3月13日、効力発生日：平成3年4月12日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンクグミシンによるかがり	針目数が241以上	235円
	針目数が201以上240以下のもの	145円
	針目数が121以上200以下のもの	125円
	針目数が120以下のもの	110円
ロッソーミシンによるかがり		39円
オーバーミシンによるかがり		36円
包装（足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めの6作業のうち3以上の作業を合せて行うものに限る。）		40円
抜き返し		37円
返 し		10円

兵庫県靴下製造業最低工賃の推移

第7回 改正（官報公示：平成6年4月15日、効力発生日：平成6年5月15日）

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	工 程	金 額
リンキングミシンによるかがり	針目数が241以上	250円
	針目数が201以上240以下のもの	152円
	針目数が121以上200以下のもの	132円
	針目数が120以下のもの	115円
ロッソーミシンによるかがり		39円
オーバーミシンによるかがり		36円
包装（足合わせ及びソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の6作業のうち3以上の作業を合せて行うものに限る。）		40円
抜き返し		37円
返 し		10円

第8回 改正（官報公示：平成13年5月15日、効力発生日：平成13年6月14日）

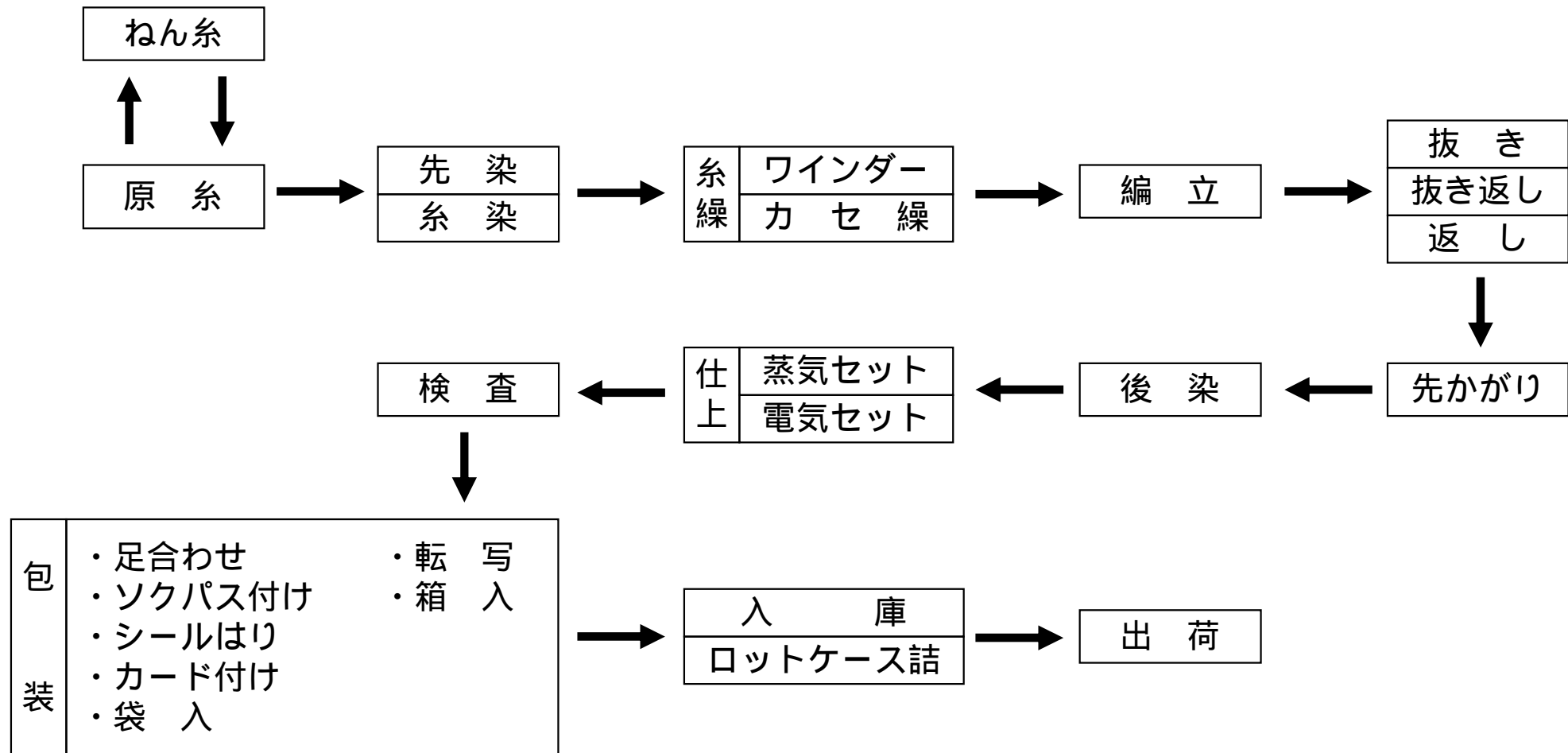
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングミシンによるかがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーミシンによるかがり		41円
オーバーミシンによるかがり		36円
包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）		40円
抜き返し		37円
返 し		10円

兵庫県靴下製造業 最低工賃に係る用語説明

●靴下の生産工程

靴下製造工程は大別して、編立・かがり・染色・仕上の4基礎工程に分かれる。



・ 編立

編立業者は原系手当を行い、靴下の図柄に応じて糸の染色加工を染色業者に依頼する。靴下の柄物はすべて糸染で、無地物はほとんどが後染である。

染められた糸は各色毎に巻替え（糸繰）したうえ、図柄に応じて調整された編立機にかけられ、つま先部分があいた筒状の生地に編立てる。

・ 抜き・返し

次に連続して編み上がったものを一枚ごとに分離する作業として「抜き」工程があり、業者の一部は「抜き」工程を家内労働者に依存している。「抜き」作業の中には、傷見と編み上がったものを裏返す作業「返し」が同時に行われることが多い。なお、機械の改良により、連続せず一枚ごとに編み上がる編立機が普及しているが、この場合は「抜き」工程はなく、「返し」工程のみである。

・ 先かがり

次の工程の先かがりでは、つま先部分をかがる作業で、リンキングミシン及びロッソーミシン・オーバーミシンの三通りがある。前者は、同じ速度で回転する円盤の周囲に、かがり針があり、かがる部分の両端の目をさし、回転につれて縫いあげるもの、後者はかがりに替え、かがる部分をミシン縫製する機械である。

・ 検査・包装

検査は最終的傷見で、外注に出す場合は包装工程と同時に発注される場合が多い。

包装には、足合わせ、ソクパス付け（足合わせしたものを金具で止める）、転写（マーク、サイズを書き入れる）、カード付け（口券付け）、袋入れ、箱入れがある。最低工賃の対象となるのは、これらのうち3以上の作業を併せて行うものに限られる。

- 抜き



- 抜き

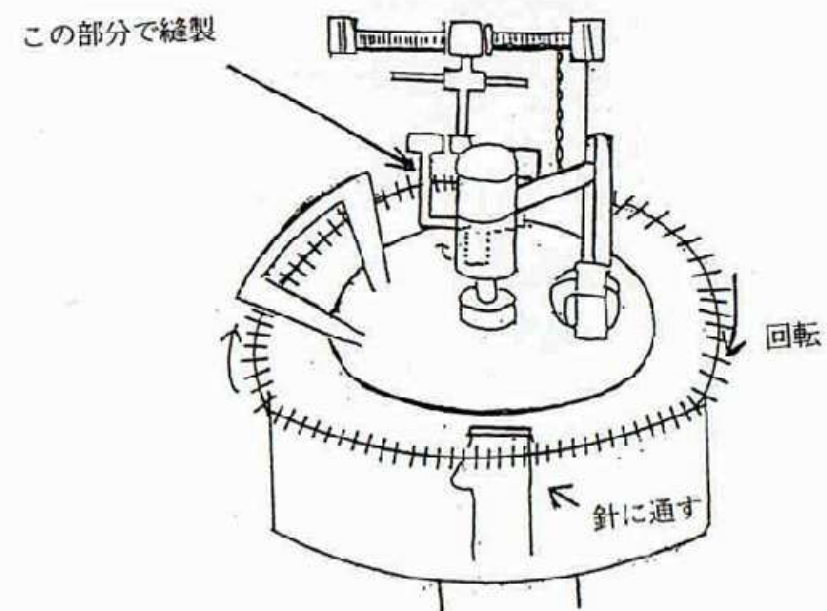
- ・ 連続して編み上がったものを一枚ごとに分離する様子



● リンキングマシン



◎ リンキングマシン（かがり）



• リンキングミシン

• 針を拡大して撮影したもの



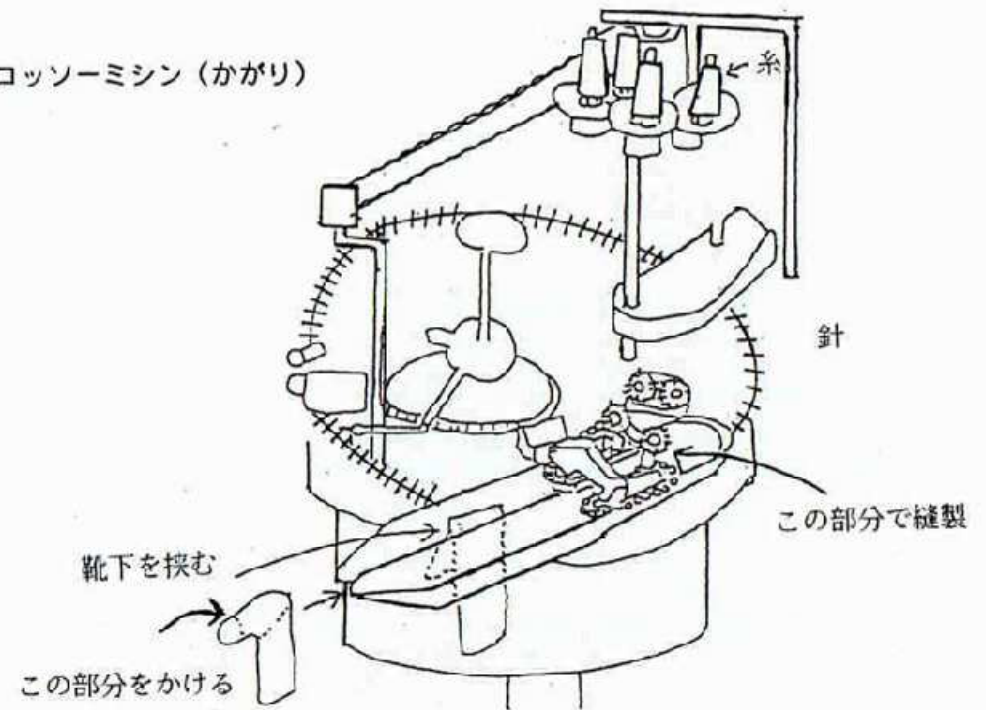
• 針に靴下を通す様子を撮影したもの



• ロッソーミシン

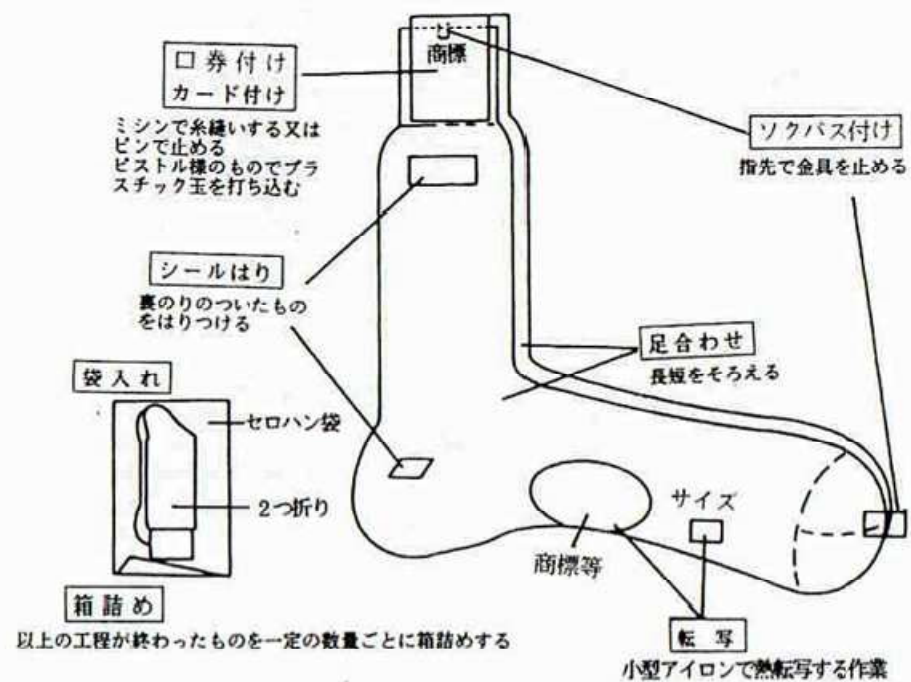


◎ ロッソーミシン（かがり）



● 包装

包装業務図解（短尺 紳士用靴下）



- 包装

- ・ 包装作業を行っている様子



令和 6 年 度

兵 庫 県 靴 下 製 造 業
家 内 労 働 実 態 調 査 報 告 書

兵 庫 労 働 局

調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 調査目的	
2 調査の種類	
3 調査の対象	
4 調査対象月	
5 調査の方法	
6 調査対象の選定	
 調査結果	
1 委託者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
表 1 - 1 調査対象事業所における委託の有無	
表 1 - 2 委託ありのうち、最低工賃設定業務の有無	
表 2 規模（家内労働者数）別委託者数	
表 3 規模（労働者数）別委託者数	
2 家内労働者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
表 4 類型別家内労働者数	
表 5 年齢階級別・経験年数階級別家内労働者数	
3 1 か月当たり工賃額・・・・・・・・・・・・・・・・	5
表 6 1 か月当たり工賃額階級別家内労働者数（委託者調査）	
表 7 1 か月当たり工賃額階級別家内労働者数（家内労働者調査）	
4 業務及び規格別工賃額・・・・・・・・・・・・・・・・	6
表 8 1 デカ当たり工賃額、所要時間の状況（委託者調査）	
表 9 1 デカ当たり工賃額、所要時間の状況（家内労働者調査）	
表 10 1 デカ当たり工賃額（平均）の経年比較（委託者調査）	
表 11 1 デカ当たり工賃額（平均）の経年比較（家内労働者調査）	
表 12 1 デカ当たり工賃の最低額（委託者調査）	
表 13 1 デカ当たり工賃額階級別委託者数	
5 標準作業能率に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	10
表 14 1 時間当たり作業量別家内労働者数	
6 必要経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	11
表 15 機械（マシン）の使用状況	
表 16 1 か月当たり必要経費額	
7 賃金額との比較・・・・・・・・・・・・・・・・	12
表 17 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者の賃金額（平均）	
表 18 1 時間当たり工賃額の最低賃金に対する割合	

8	最低工賃設定業務別委託量、委託者数、従事家内労働者数・・・・・・・・・・	13
	表 1 9 業務別 1 か月当たり委託量	
9	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	表 2 0 1 日当たり就業日数階級別家内労働者（補助者）数	
	表 2 1 1 か月当たり就業時間数階級別家内労働者（補助者）数	
	表 2 2 取扱い製品別家内労働者数	
	表 2 3 今後の仕事量について	
	表 2 4 家内労働の現状に関する意見（委託者調査）	
	表 2 5 最低工賃の認識の有無	
	表 2 6 最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合	
	表 2 7 最低工賃に対する意見（家内労働者調査）	
	表 2 8 家内労働の現状に関する意見	

《参考》

兵庫県靴下製造業家内労働実態調査票（委託者用・家内労働者用）

調査の概要

1 調査の目的

兵庫県における靴下製造業の家内労働の実態を把握すること

2 調査の種類

委託者調査、家内労働者調査

3 調査の対象

兵庫県内の靴下製造業に係る委託者及び家内労働者

4 調査対象月

令和6年6月分

5 調査の方法

通信調査

6 調査対象の選定

・委託者調査

靴下の製造を事業内容とし、家内労働業務を委託していると推定される事業所、全数
15社

・家内労働者調査

委託者に家内労働者用調査票の配布を依頼し調査した。1委託者当たり5名を限度とした。
53人

委託者数の呼称について、家内労働者数との混同を避けるため便宜的に"社"と表記する。

以下同じ。

(1) 調査件数、委託者数、家内労働者数等の推移

調査の対象			平成16年 6月	平成21年 9月	平成24年 10月	平成27年 6月	平成30年 6月	令和3年 6月	令和6年 6月
調査 対象 件数	委託者		227 (全数)	74 (全数)	30 (全数)	20 (全数)	18 (全数)	16 (全数)	15 (全数)
	家内労働者		129 (全数)	—	38 (抽出)	68 (抽出)	64 (抽出)	63 (抽出)	53 (抽出)
調査 票 提出 件数	委託 者	委託あり	49	25	16	16	14	15	13
		委託なし	68	34	1	1	1	0	1(廃止)
		合計	118	60	17	17	15	15	14
	家内労働者		61	—	11	41	23	23	19
委託者数(推計)			約56	約30	約25	約20	約17	約16	約14
家内労働者数(推計)			約500	約490	約350	約350	約340	約210	約170

(2) 最低工賃設定業務別の委託者数・家内労働者数の推移

(委託者調査)

業務		平成 16年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	令和 3年	令和 6年
リンキングミ シンによる かがり 針目数201 以上のもの	委託者数	2	2	2	2	2	2	2
	家内労働 者数	3	5	35	40	36	28	23
リンキングミ シンによる かがり 針目数200 以下のもの	委託者数	4	1	2	3	3	3	3
	家内労働 者数	43	27	40	28	25	15	11
ロッソーミ シンによるか がり	委託者数	20	10	5	6	7	7	5
	家内労働 者数	53	57	13	12	33	15	11
オーバーミ シンによる かがり	委託者数	4	5	3	3	2	3	0
	家内労働 者数	5	6	7	9	5	3	0
包装	委託者数	11	8	5	5	6	5	5
	家内労働 者数	143	54	29	28	81	27	20
抜き返し	委託者数	14	4	3	6	4	3	4
	家内労働 者数	50	8	16	59	39	22	20
返し	委託者数	26	16	6	8	8	6	6
	家内労働 者数	78	58	31	33	46	27	33
設定業務あ り(延べ数)	委託者数	81	46	26	33	32	29	25
	家内労働 者数	375	215	171	209	265	137	118
設定業務あ り (実数)	委託者数		22	13	14	11	11	10
	家内労働 者数					262	137	117

調査結果

1 委託者に関する事項

表1-1 調査対象事業所における委託の有無 (委託者調査)

	委託あり	委託なし	合計
事業所数	13	1(廃止)	14

表1-2 委託ありのうち、最低工賃設定業務の有無

	最低工賃設定 業務あり	最低工賃設定 業務なし	合計
事業所数	10	3	13

表2 規模(家内労働者数)別委託者数 (委託者調査)

	家内労働者数					合 計
	1人～4人	5人～9人	10人～29人	30人～49人	50人～	
委託者数	5	2	4	2	0	13
家内労働者数						161

(平均 12.4人 R3年13.7人)

表3 規模(労働者数)別委託者数 (委託者調査)

	規模(雇用労働者数)					合計
	0人～4人	5人～29人	30人～99人	100人～299人	300人～	
委託者数	2	6	5	0	0	13

(平均 28.8人 R3年 43.6人)

2 家内労働者に関する事項

表4 類型別家内労働者数 (家内労働者調査)

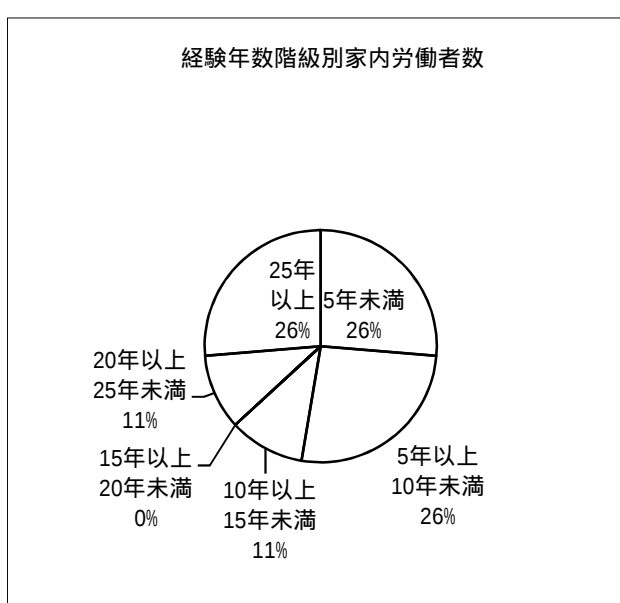
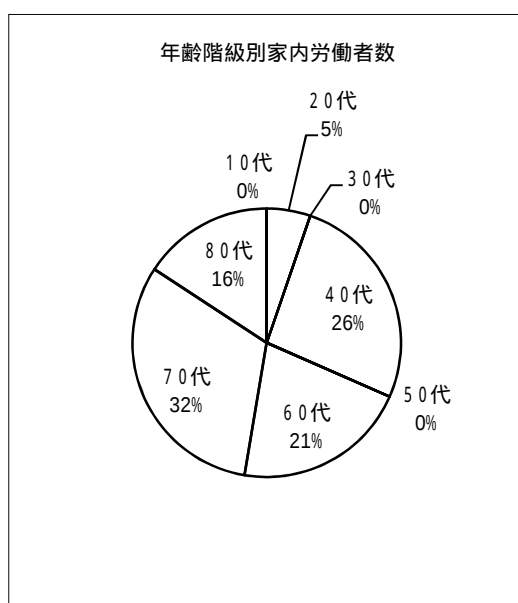
	家内労働者(人)				補助者(人)
	専 業	内 職	副 業	小 計	
男		2		2	2
女		17		17	4
計	0	19	0	19	6

表5 年齢階級別・経験年数階級別家内労働者数

(家内労働者調査)

年齢 \ 経験年数		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	計
10代	男							0
	女							0
20代	男							0
	女	1						1
30代	男							0
	女							0
40代	男							0
	女	2	2	1				5
50代	男							0
	女							0
60代	男							0
	女	1	1	1			1	4
70代	男						1	1
	女	1	2				2	5
80代 以上	男					1		1
	女					1	1	2
小計	男	0	0	0	0	1	1	2
	女	5	5	2	0	1	4	17
合計		5	5	2	0	2	5	19

平均年齢 62.7歳、平均経験年数 16年1月



3 1か月当たり工賃額

表6 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数

(委託者調査)

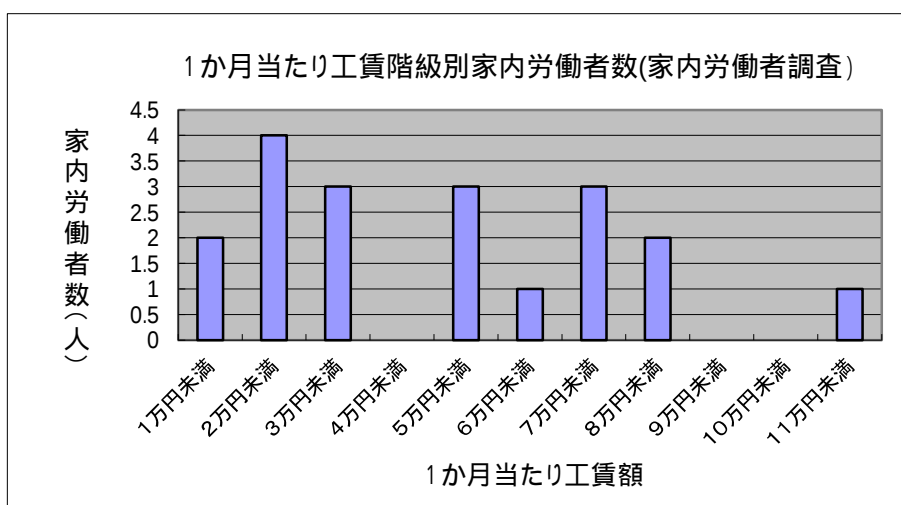
1か月当たり工賃額(円)	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満
16	16	44	28	16	13
1か月当たり工賃額(円)	5万円以上 7万円未満	7万円以上 9万円未満	9万円以上 12万円未満	12万円以上 15万円未満	15万円以上
家内労働者数(人)	14	7	6	0	1
家内労働者数合計(人)	145	平均工賃額 33,034円 (R3年 29,951円)			

表7 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数

(家内労働者調査)

1か月当たり工賃額		1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満
家内労働者数 (人)	男		1			
	女	2	3	3		3
	計	2	4	3	0	3
1か月当たり工賃額		5万円以上 6万円未満	6万円以上 7万円未満	7万円以上 8万円未満	8万円以上 9万円未満	9万円以上 10万円未満
家内労働者数 (人)	男					
	女	1	3	2		
	計	1	3	2	0	0
1か月当たり工賃額		10万円以上 11万円未満	11万円以上 12万円未満	12万円以上 13万円未満	13万円以上	合計
家内労働者数 (人)	男	1				2
	女					17
	計	1	0	0	0	19

平均工賃額 41,093円 (R3年 25,770円)



4 業務及び規格別工賃額

表8 1デカ当たり工賃額、所要時間の状況

(委託者調査)

業務	規 格	現行最低 工賃額 (円)	1デカ当たり工賃額(円)			1時間当 たり標準 作業量 (デカ)	1時間当 たり工賃 額(円) ×	調査対象者数	
			最低額	最高額	加重平均 額			委託者数 (社)	家内労働 者数(人)
リンクゲミシン によるかがり	針目数 201以上のもの	152	160	250	201.09	2.16	433.75	2	23
	針目数 200以下のもの	135	150	200	177.73	1.64	290.77	3	11
ロッソーミシンによるかがり		41	41	100	55.18	4.00	220.72	5	11
オーバーミシンによるかがり		36	-	-	-	-	-	0	0
包 装		40	40	180	68.40	3.95	270.18	5	20
抜き返し		37	37	160	81.55	3.78	308.26	4	20
返 し		10	10	31	17.41	6.63	115.43	6	33

表9 1デカ当たり工賃額、所要時間の状況

(家内労働者調査)

業務	規 格	現行最低 工賃額 (円)	1デカ当たり工賃額(円)			1時間当 たり標準 作業 量(デカ)	1時間当 たり工賃 額(円) ×	調査対象者数	
			最低額	最高額	平均額			委託者数 (社)	家内労働 者数(人)
リンクゲミシン によるかがり	針目数 201以上のもの	152	180	220	205.00	3.00	615.00	1	4
	針目数 200以下のもの	135	190	190	190.00	2.50	475.00	1	1
ロッソーミシンによるかがり		41	45	50	47.50	10.00	475.00	2	2
オーバーミシンによるかがり		36	-	-	-	-	-	0	0
包装		40	45	140	78.50	7.66	601.31	2	6
抜き返し		37	35	45	41.20	4.33	41.20	2	3
返し		10	10	15	12.30	6.67	82.04	2	4

表10 1デカ当たり工賃額(平均)の経年比較

(委託者調査)

業務	規 格	現行最低 工賃額 (円) (3)	平均工賃額(円)				対前回比 (2)/(1)	対最低工 賃比 (2)/(3)
			平成27年 調査	平成30年 調査	令和3年 調査 (1)	令和6年 調査 (2)		
リンキングミ シンによる かがり	針目数201以上のもの	152	195.10	201.50	204.86	201.09	0.98	1.32
	針目数200以下のもの	135	160.21	151.80	164.40	177.73	1.08	1.32
ロッソーミシンによるかがり		41	50.10	48.30	56.60	55.18	0.97	1.35
オーバーミシンによるかがり		36	80.00	46.00	85.33	-	-	-
包装		40	52.88	52.49	66.63	68.40	1.03	1.71
抜き返し		37	39.77	40.64	77.00	81.55	1.06	2.20
返し		10	14.90	17.02	14.33	17.41	1.21	1.74

表11 1デカ当たり工賃額(平均)の経年比較

(家内労働者調査)

業務	規 格	現行最低 工賃額 (円) (3)	平均工賃額(円)				対前回比 (2)/(1) (2)/(1')	対最低工 賃比 (2)/(3)
			平成27年 調査	平成30年 調査 (1')	令和3年 調査 (1)	令和6年 調査 (2)		
リンキングミ シンによる かがり	針目数201以上のもの	152	-	205.00	-	205.00	(1.00)	1.35
	針目数200以下のもの	135	165.00	186.25	150.00	190.00	1.27	1.41
ロッソーミシンによるかがり		41	45.67	44.00	45.00	47.50	1.06	1.16
オーバーミシンによるかがり		36	45.00	-	-	-	-	-
包装		40	48.93	53.40	58.00	78.50	1.35	1.96
抜き返し		37	33.88	40.00	-	41.20	(1.03)	1.11
返し		10	13.67	17.25	14.88	12.30	0.83	1.23

表12 1デカ当たりの工賃の最低額

(委託者調査)

業務及び規格	工賃の最低額	152円	160円	175円	合計
リンクグミシンによるかがり 針目数201以上のもの	委託者数		1	1	2
	家内労働数		18	5	23

業務及び規格	工賃の最低額	135円	150円	170円	180円	合計
リンクグミシンによるかがり 針目数200以下のもの	委託者数		1	1	1	3
	家内労働数		5	2	4	11

業務及び規格	工賃の最低額	41円	45円	50円	65円	70円	合計
ロッソーミシンによるかがり	委託者数	1	1	1	1	1	5
	家内労働数	3	3	2	2	1	11

業務及び規格	工賃の最低額	36円	46円	80円	120円	合計
オーバーミシンによるかがり	委託者数					0
	家内労働数					0

業務及び規格	工賃の最低額	40円	45円	55円	70円	110円	合計
包装	委託者数	1	1	1	1	1	5
	家内労働数	4	7	1	7	1	20

業務及び規格	工賃の最低額	37円	40円	58円	70円	合計
抜き返し	委託者数	1	1	1	1	4
	家内労働数	6	2	9	3	20

業務及び規格	工賃の最低額	10円	12円	15円	16円	22円	合計
返し	委託者数	1	1	2	1	1	6
	家内労働数	7	6	18	1	1	33

家内労働者数は当該委託者において当該業務に従事している家内労働者の人数である。
太字は最低工賃額を表す。

表13 1デカ当たり平均工賃額階級別委託者数

(委託者調査)

業務及び規格		工賃階級						
		10円以上 20円未満	20円以上 30円未満	30円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満
リンクミシン によるかがり	針目数 201以上のもの							
	針目数 200以下のもの							
ロッソーミシンによるかがり					2	1		1
オーバーミシンによるかがり								
包装						2		2
抜き返し				1	1			
返し		3	3					

業務及び規格		工賃階級						
		80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	100円以上 110円未満	110円以上 120円未満	120円以上 130円未満	130円以上 140円未満	140円以上 150円未満
リンクミシン によるかがり	針目数 201以上のもの							
	針目数 200以下のもの							
ロッソーミシンによるかがり		1						
オーバーミシンによるかがり								
包装								1
抜き返し				1	1			
返し								

業務及び規格		工賃階級						平均工賃額 (円)
		150円以上 160円未満	160円以上 170円未満	170円以上 180円未満	180円以上 190円未満	190円以上 200円未満	200円以上 210円未満	
リンクミシン によるかがり	針目数 201以上のもの						2	201.09
	針目数 200以下のもの			2	1			177.73
ロッソーミシンによるかがり								55.18
オーバーミシンによるかがり								-
包装								68.40
抜き返し								81.55
返し								17.41

5 標準作業能率に関する事項

表14 1時間当たり作業量別家内労働者数

(家内労働者調査)

1時間当たりの作業量 (デカ) 業務及び規格		0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 以上	不明	家内労働者 数合計(人)	作業能率 (平均) (デカ/時間)
リンキングシ ンによるかが り	針目数201 以上のもの	4							4	3.00
	針目数200 以下のもの	1							1	2.50
ロッソーミシンによるかがり				2					2	10.00
オーバーミシンによるかがり									0	
包装			2	1				3	6	7.66
抜き返し		2	1						3	4.30
返し		2			1			1	4	6.67

6 必要経費に関する事項

表15 機械(マシン)の使用状況

(家内労働者調査)

業 務		リンキングマシン によるかがり	ロッソーマシン によるかがり	オーバーマシン によるかがり	包装	抜き返し	返し
従事家内労働者数(人)		4	2	0	0	0	0
マシンの 使用台数	自己所有(台)	1	1	0			
	借用(台)	4	1	0			
借料(円)		0	0	0			

表16 1か月当たり必要経費額

(家内労働者調査)

	電気代	油代	諸工具	機械等の借料	その他
(1)合計金額(円)	7,700	0	0	0	0
(2)回答家内労働者数(人)	6	0	0	0	0
平均(円) (1) / (2)	1,283.3	0.0	0.0	0.0	0.0

7 賃金額との比較

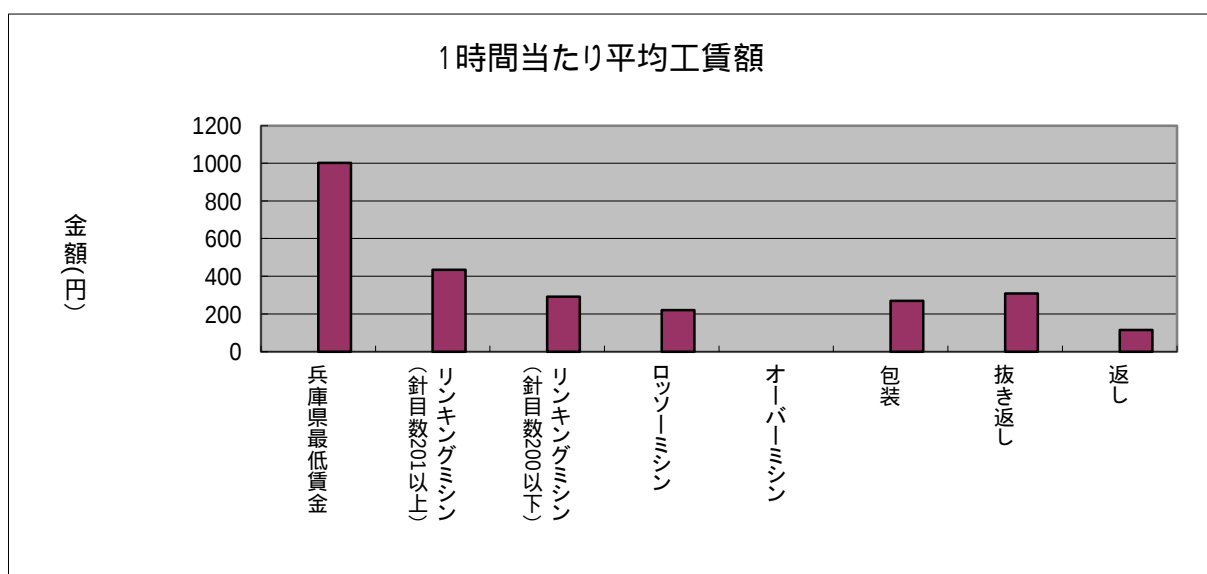
表17 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者の賃金額(平均) (委託者調査)

業 務	平均時間額(円)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)	委託者数(社)
リンクグミシンによるかがり				
ロッソーミシンによるかがり	1006	42.7	3.7	3
オーバーミシンによるかがり				
包装	1038	54	4.0	5
抜き返し	1005	56	7.0	1
返し	1002	44	7.0	1

各委託者における最も賃金の低い雇用労働者の賃金、年齢、経験年数を平均した数値

表18 家内労働者1時間当たり平均工賃額の最低賃金に対する割合 (委託者調査)

		1時間当たり金額(円)	県最賃に対する割合
最低賃金	兵庫県最低賃金	1,001	-
平均工賃額	リンクグミシンによるかがり (針目数201以上のもの)	433.75	0.43
	リンクグミシンによるかがり (針目数200以下のもの)	290.77	0.29
	ロッソーミシンによるかがり	220.72	0.22
	オーバーミシンによるかがり	-	-
	包装	270.18	0.27
	抜き返し	308.26	0.31
	返し	115.43	0.12

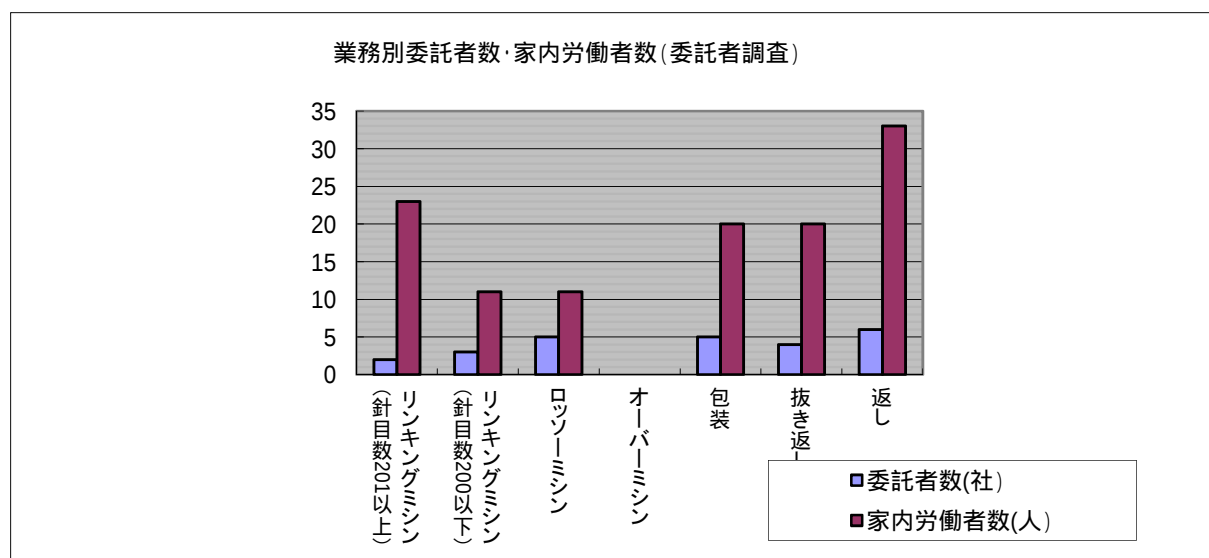
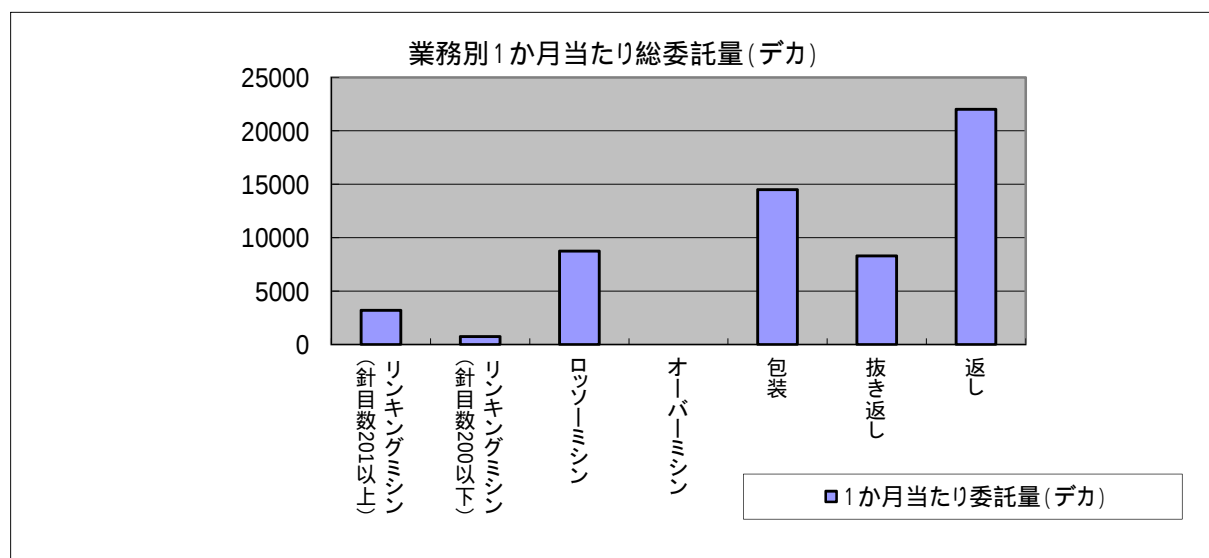


8 最低工賃設定業務別委託量、委託者数、従事家内労働者数

表19 業務別1か月当たり総委託量

(委託者調査)

業 務 名	規 格	1か月当たり総委託量 (デカ)	1社当たり1か月委託量 (デカ)
リンクグミシンによるかがり	針目数201以上のもの	3,195	1,598
リンクグミシンによるかがり	針目数200以下のもの	721	361
ロッソーミシンによるかがり		8,726	2,182
オーバーミシンによるかがり		-	-
包装		14,484	3,621
抜き返し		8,285	2,071
返し		22,010	5,503



9 その他

表20 1日当たり就業時間数階級別家内労働者(補助者)数 (家内労働者調査)

就業時間	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	計	平均
家内労働者数(人)	3	8	6	2	19	5時間00分
補助者数(人)	2	2	1	0	5	3時間42分

表21 1か月当たり就業日数階級別家内労働者(補助者)数 (家内労働者調査)

就業日数	0日～9日	10日～19日	20日～24日	25日～30日	計	平均
家内労働者数(人)	2	4	8	4	18	18.9日
補助者数(人)	1	1	3	0	5	16.4日

表22 取扱い製品別家内労働者数(複数回答) (家内労働者調査)

取扱い製品	紳士用ソックス	婦人用ソックス	中小児用 ソックス	ハイソックス	パイルもの	タイツ	その他
家内労働者数 (人)	14	15	0	4	3	3	2

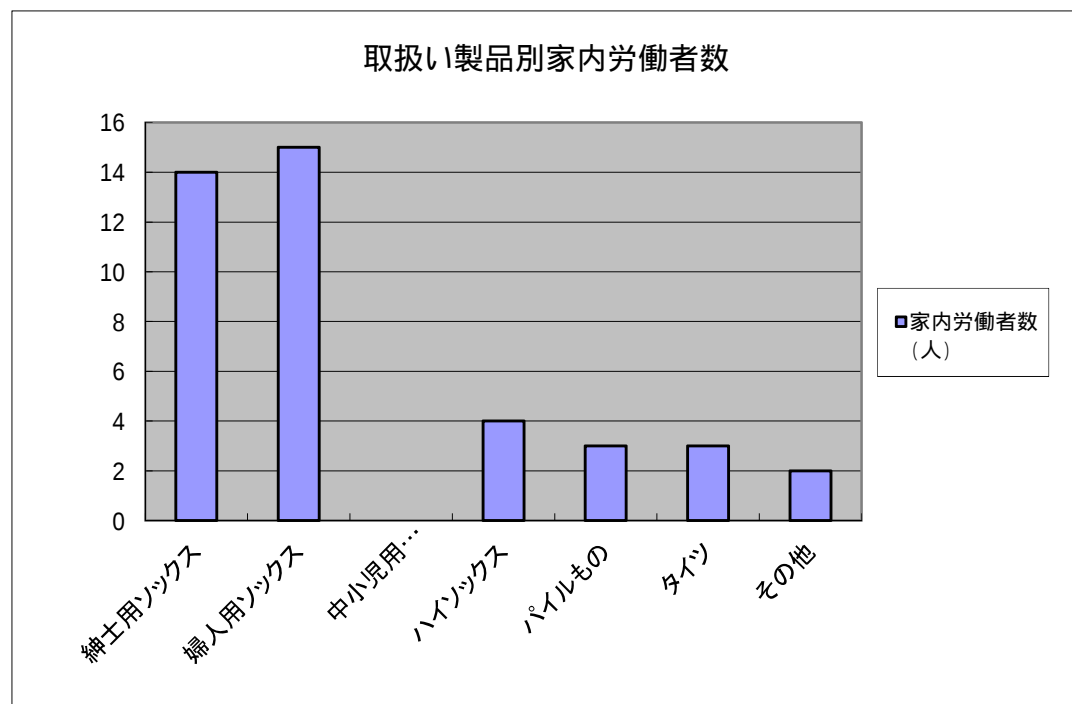


表23 今後の仕事量について

(委託者調査)

増やしたい	0
変わらない	10
減らしたい	1
委託を中止したい	0
わからない	2
合 計	13

表24 家内労働の現状に関する意見

(委託者調査)

	意 見
A	会社全体の仕事そのものが少なくなっており、家内労働者の仕事量も少なくなっている。

表25 最低工賃の認識の有無

(委託者調査)

	知っていた	知らなかった
委託者数	13	0
割合(%)	100.0	0.0

表26 最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合

(委託者調査)

最低工賃適用業務が家内労働全体に占める割合(%)	44.6 %
--------------------------	--------

表27 最低工賃に対する意見

(家内労働者調査)

最低工賃を上げてほしい。	10
最低工賃の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。	3
特に意見はない。	5
その他	0
未記入	1

表28 家内労働の現状に関する意見

(家内労働者調査)

	意 見
A	5年内職をやっていますが、今まで1度も単価が上がったことがなく、経験年数等を考慮して単価の引上げをしてほしい。同じロッソーでも内勤の人は最低賃金(時給1,001円)以上もらっている。(40歳代、女性、経験5年)
B	220本の機械なので、もう少し上げてほしい。長年していても、あまりよくない。(70歳代、女性、経験50年)
C	仕事は、多い月もあるけど、少ない月もある。6月分だけ多い。(70歳代、女性、経験6年)

兵庫県靴下製造業家内労働実態調査票（委託者用）

【 秘 】

この調査票は、令和6年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。

この調査は兵庫県靴下製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化处理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記入にあたっては注意事項及び別紙の記入例を参考にしてください。

同封の返信用封筒により、令和6年〇月〇日（〇）までに返送をお願いします。

兵 庫 労 働 局

貴事業所の概要								
事業所名		雇用労働者数 (パート・アルバイト等を含む)	男	人	女	人	合計	人
記入担当者 職・氏名								
所在地	〒	雇用労働者	所定労働日数	1ヵ月				日
	電話番号		所定労働時間	1日 実働				時間

問1 家内労働者に業務を委託していますか。(a . 委託している b . 委託していない)

↓ ↓
問2へ 調査は終了です

問2 家内労働者数を記入してください。
家内労働者数 男 _____人 女 _____人 合計 _____人

問3 雇用労働者の賃金について
1 下表に該当する業務に雇用労働者が従事していますか。(a . 従事している b . 従事していない)

↓ ↓
問4へ
2 aの場合、最も賃金の低い雇用労働者の賃金（令和6年6月分）について記入してください。

業 務		賃 金	年齢（才）	性 別	経験年数
リンクングミシンによるかがり		(月 ・ 日 ・ 時間) 額 円	才	男 ・ 女	年
ロッソーミシンによるかがり		(月 ・ 日 ・ 時間) 額 円	才	男 ・ 女	年
オーバーミシンによるかがり		(月 ・ 日 ・ 時間) 額 円	才	男 ・ 女	年
抜 き 返 し		(月 ・ 日 ・ 時間) 額 円	才	男 ・ 女	年
返 し		(月 ・ 日 ・ 時間) 額 円	才	男 ・ 女	年
包装	足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め の作業のうち、 <u>3つ以上の作業を併せて行うもの。</u>	(月 ・ 日 ・ 時間) 額 円	才	男 ・ 女	年

問4 機械の貸与について

- 1 作業に必要な機械器具を家内労働者に貸与していますか。 (a . 貸与している b . 貸与していない)
- 2 a . 貸与している場合、1ヵ月当たりの貸与料をお答えください。

機械の名称	リンクミシン	ロッソーミシン	オーバーミシン	カード付けミシン	その他 ()
(1) 有償	台	台	台	台	台
貸与料	円	円	円	円	円
(2) 無償	台	台	台	台	台

問5 家内労働者の業務内容について

- 1 家内労働者に下表の業務を委託していますか。 (a . 委託している b . 委託していない)

- 2 a . の場合、下表に工賃単価、家内労働者数、作業量、委託量を記入してください。

業 務 （作業行程）		規 格 （ 製品の種類 ）		工 賃 単 価			該当家内 労働者数 （人）	1 時間当たり の 標準作業量 （ 標準的家内 労働者 1 人当 たり）	1 ヶ月分の 家内労働者 への委託量 （ 総数 ）	
				単 位	最 低 額	最 高 額				平 均 額
					円	円				円
リ ン キ ン グ ミシンによる か が り		針 目 数	201 以上のもの	1 デカ				人	デカ	デカ
			200 以下のもの	1 デカ				人	デカ	デカ
ロ ッ ソ ー ミ シ ン に よ る か が り				1 デカ				人	デカ	デカ
オ ー バ ー ミ シ ン に よ る か が り				1 デカ				人	デカ	デカ
包 装	足合わせ、 ソクパス付け、 転写、 口券付け、 シールはり、 袋入れ又は箱詰め作業のうち、 <u>3 つ以上の作業を併せて行うもの。</u>			1 デカ				人	デカ	デカ
抜 き 返 し				1 デカ				人	デカ	デカ
返 し				1 デカ				人	デカ	デカ
				家内労働者数合計（ <u>実人数</u> ）（注）			人			

(注) 合計欄(実人数)について、一人で複数の作業をしている場合一人として計算してください。

問 6

問 5 の業務・規格以外に家内労働者に委託している業務があれば記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)	工 賃 単 価				該当家内 労働者数 (人)	1 時間当たりの 標準作業量 (標準的家内労働者 1 人当たり)	1 ヶ月分の 家内労働者 への委託量 (総数)
		単 位	最 低 額	最 高 額	平 均 額			
			円	円	円			
		1 デカ				人	デカ	デカ
		1 デカ				人	デカ	デカ
		1 デカ				人	デカ	デカ
		1 デカ				人	デカ	デカ

問 7

家内労働者に支払った支払工賃の総額（令和 6 年 6 月分）について、下記の範囲ごとに家内労働者の人数を記入してください。

支払工賃額 (円)	1 万円 未 満	1 万円以上 2 万円未満	2 万円以上 3 万円未満	3 万円以上 4 万円未満	4 万円以上 5 万円未満
家内労働者数	人	人	人	人	人

支払工賃額 (円)	5 万円以上 7 万円未満	7 万円以上 9 万円未満	9 万円以上 1 2 万円未満	1 2 万円以上 1 5 万円未満	1 5 万円 以 上
家内労働者数	人	人	人	人	人

問 8

靴下製造業の最低工賃(注)が定められていることを知っていましたか。

a . 知っていた b . 知らなかった (注) 最低工賃は工賃の最低限度額を定めたもので、別紙のものです。

問 9

最低工賃が適用される業務の仕事量は、家内労働業務全体のうちのどのくらいの割合を占めますか。

約 パーセント

問 10

家内労働者に委託する仕事量の今後についてお尋ねします。下記のいずれかに○を入れてください。

a . 増やしたい b . 変わらない c . 減らしたい d . 委託を中止したい d . わからない

問 11

家内労働や最低工賃等に対する意見があれば記入してください。

【 調 査 に ご 協 力 い た だ き あ り が と う ご ざ い ま し た 。 】

ご不明な点がございましたら、下記までご照会ください。

神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3 神戸クロスタワー- 16 階 兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154

兵庫県靴下製造業家内労働実態調査票(家内労働者用) 【秘】

この調査票は、令和6年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。

この調査は兵庫県靴下製造業の最低賃金決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記入にあたっては注意事項及び別紙の記入例を参考にしてください。

同封の返信用封筒により、令和6年〇月〇日(〇)までに返送をお願いします。

兵 庫 労 働 局

あなたの性別・年齢等を記入してください。

性 別	男 ・ 女	年 齢	満	才	経験年数	年
類型別	(1) 専 業		(2) 内 職		(3) 副 業	

年齢は、令和6年6月1日現在の満年齢。

経験年数は月数を切り捨て。(例)5年8か月の場合→5年、0年7か月→0年

専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。

内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のため家内労働に従事する者。

副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

問 1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。

続 柄	性 別	年 齢	経験年数
	男 ・ 女		
	男 ・ 女		
	男 ・ 女		

問 2 令和6年6月中にどんな製品を取扱いましたか。該当する項目を○で囲んでください(複数可)。

1	紳士用ソックス	5	バイルもの
2	婦人用ソックス	6	タ イ ツ
3	中小児用ソックス	7	その他 ()
4	ハイソックス		

問 3 令和6年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あ な た	補 助 者	補 助 者
令和6年6月中の作業日数	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和6年6月分)	円		

問 4 あなたが使用している機械の台数を記入してください。

機械の名称	自己所有	借用
1 リンキングマシン	台	台
2 ロッソーマシン	台	台
3 オーバーマシン	台	台
4 その他 ()	台	台

問 5 令和6年6月の1ヶ月間に仕事を行った際、負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。

1	電 気 代	円
2	油 代	円
3	諸工具代	円
4	機械の借料	円
5	そ の 他 ()	円
	合 計	円

(裏 面 へ 続 く)

整理番号

問 6 令和6年6月の状況における家内労働作業の工賃額(1デカ(10足)当たり)、1時間当たりの作業量について記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)	工 賃 単 価				1時間当りの作業量	1ヶ月分の全作業量
		単位	最低額	最高額	平均額		
リンキングマシンによるかがり	針目数						
	201以上のもの	1デカ	円	円	円	デカ	デカ
	200以下のもの	1デカ	円	円	円	デカ	デカ
ロッソーマシンによるかがり		1デカ	円	円	円	デカ	デカ
オーバーマシンによるかがり		1デカ	円	円	円	デカ	デカ
包装	足合わせ、ソクパス付け、転写口券付け、シール貼り、袋入れ又は箱詰め作業のうち、 <u>3つ以上の作業を併せて行うもの。</u>	1デカ	円	円	円	デカ	デカ
抜 き 返 し		1デカ	円	円	円	デカ	デカ
返 し		1デカ	円	円	円	デカ	デカ

業務・規格に該当する作業を行っている箇所のみ記入してください。
工賃が一定の場合、「最低」・「最高」欄については同じ額を記入してください。

問 7 問6の業務・規格以外の家内労働作業を行っている場合、その状況について記入してください。

業 務 (作業行程)	規 格 (製品の種類)	工 賃 単 価				1時間当りの作業量	1ヶ月分の全作業量
		単位	最低額	最高額	平均額		
		1デカ			円	デカ	デカ
		1デカ			円	デカ	デカ

問 8 最低工賃に対する意見を記入してください。

下記のいずれかに○を入れてください。

- 1 最低工賃(単価)を引上げてほしい。
- 2 最低工賃(単価)の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。
- 3 特に意見はない。
- 4 その他()

問 9 家内労働の現状(仕事量の増減・工賃単価等)、最低工賃についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

整理番号

(令和 6 年度)
補 足 資 料 目 次
(兵庫県靴下製造業)

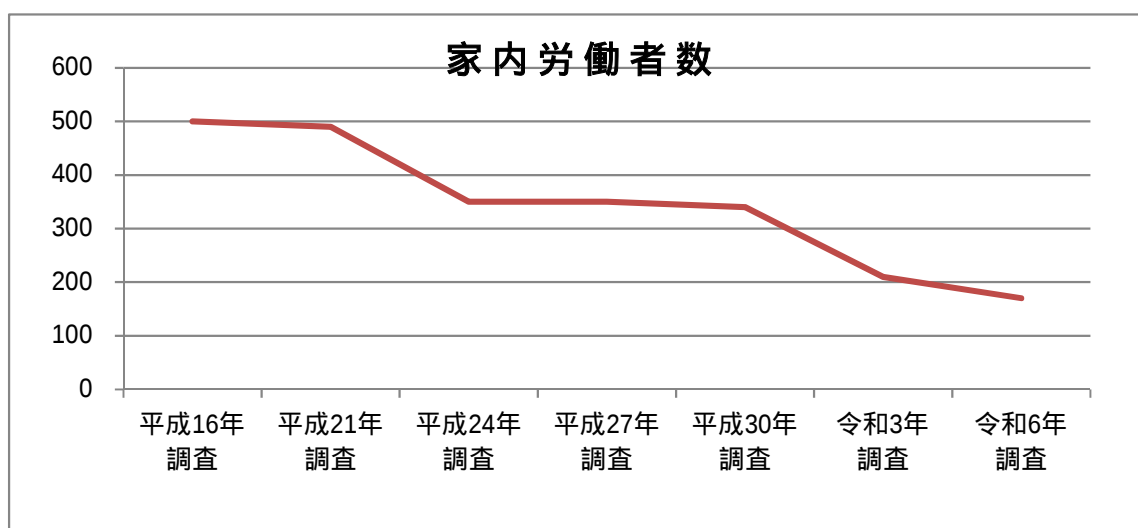
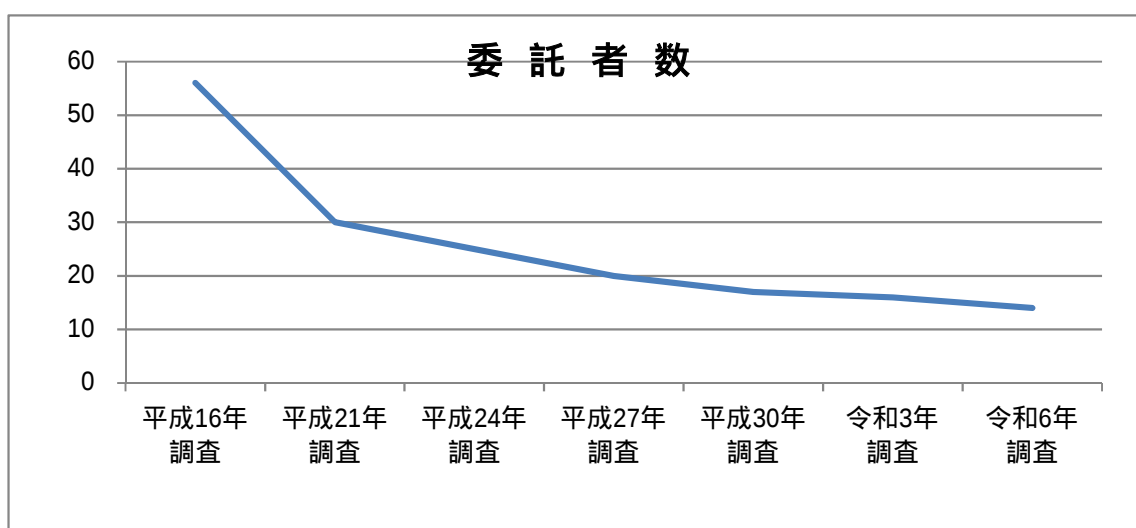
- 1 兵庫県靴下製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移
- 2 最低工賃設定業務別の委託者数・家内労働者数の推移
- 3 1デカ当たり工賃の最低額の推移
- 4 1デカ当たり平均工賃額の推移

1～4は、平成16年、21年、24年、27年、30年、令和3年、令和6年に実施した兵庫県靴下製造業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 兵庫県靴下製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移

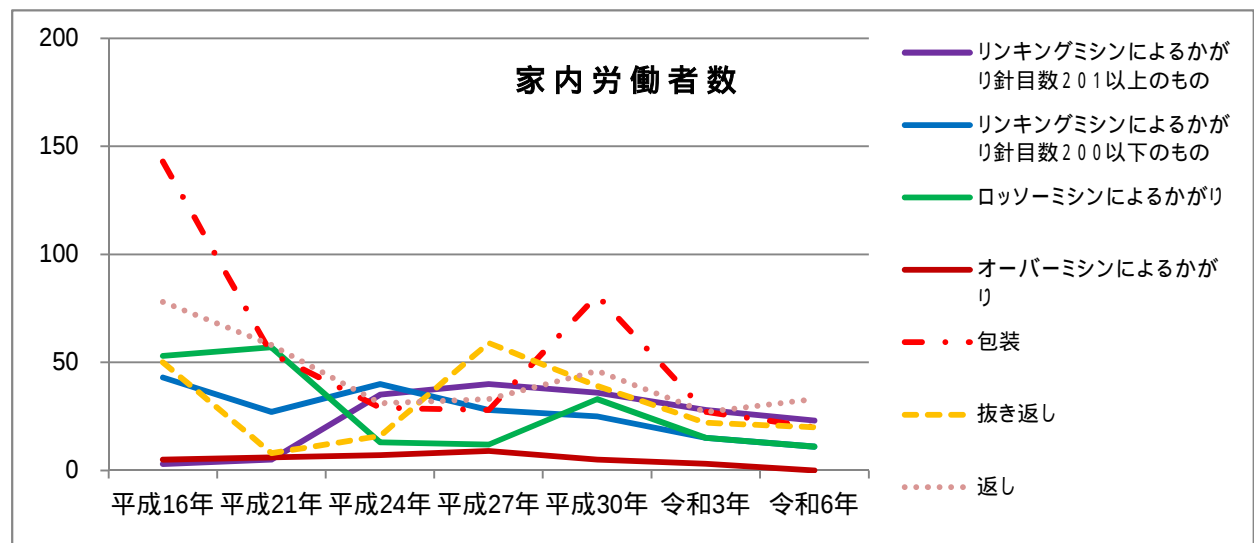
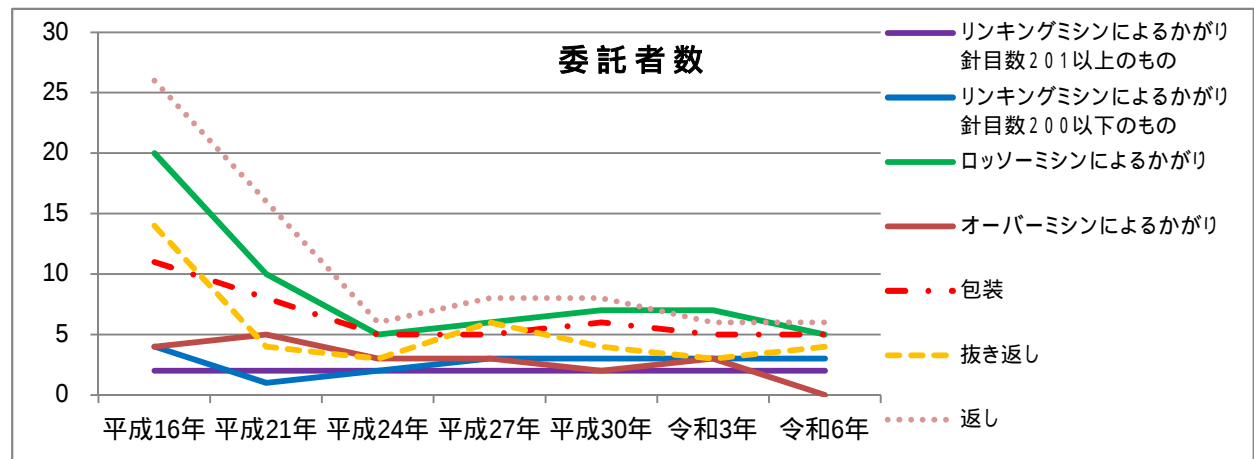
	平成16年 調査	平成21年 調査	平成24年 調査	平成27年 調査	平成30年 調査	令和3年 調査	令和6年 調査
委託者数	56	30	25	20	17	16	14
家内労働者数	500	490	350	350	340	210	170

各年に実施した家内労働実態調査結果等から推計した数値である。



2 最低工賃設定業務別の委託者数・家内労働者数の推移

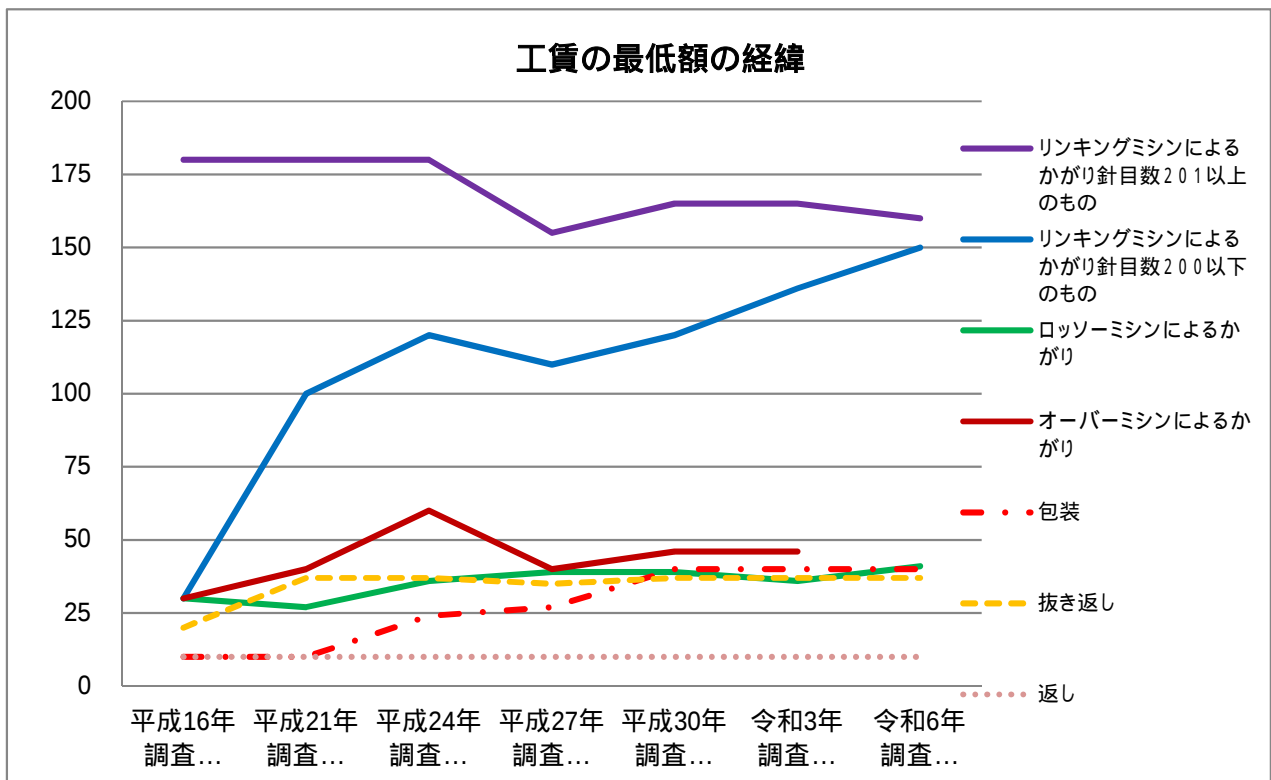
業務		平成16年調査	平成21年調査	平成24年調査	平成27年調査	平成30年調査	令和3年調査	令和6年調査
リンクグミシンによるかがり針目数201以上のもの	委託者数	2	2	2	2	2	2	2
	家内労働者数	3	5	35	40	36	28	23
リンクグミシンによるかがり針目数200以下のもの	委託者数	4	1	2	3	3	3	3
	家内労働者数	43	27	40	28	25	15	11
ロッソーミシンによるかがり	委託者数	20	10	5	6	7	7	5
	家内労働者数	53	57	13	12	33	15	11
オーバーミシンによるかがり	委託者数	4	5	3	3	2	3	0
	家内労働者数	5	6	7	9	5	3	0
包装	委託者数	11	8	5	5	6	5	5
	家内労働者数	143	54	29	28	81	27	20
抜き返し	委託者数	14	4	3	6	4	3	4
	家内労働者数	50	8	16	59	39	22	20
返し	委託者数	26	16	6	8	8	6	6
	家内労働者数	78	58	31	33	46	27	33
設定業務あり(延べ)	委託者数	81	46	26	33	32	29	25
	家内労働者数	375	215	171	209	265	137	118
設定業務あり(実質)	委託者数		22	13	14	11	11	10
	家内労働者数	-	-	-	-	262	137	117



3 1デカ当たり工賃の最低額の推移

業務								現行最低 工賃額 (円)
	平成16年 調査 (円)	平成21年 調査 (円)	平成24年 調査 (円)	平成27年 調査 (円)	平成30年 調査 (円)	令和3年 調査 (円)	令和6年 調査 (円)	
リンクグミシンによるかがり針目数201以上のもの	180	180	180	155	165	165	160	152
リンクグミシンによるかがり針目数200以下のもの	30	100	120	110	120	136	150	135
ロッソーミシンによるかがり	30	27	36	39	39	36	41	41
オーバーミシンによるかがり	30	40	60	40	46	46		36
包装	10	10	24	27	40	40	40	40
抜き返し	20	37	37	35	37	37	37	37
返し	10	10	10	10	10	10	10	10

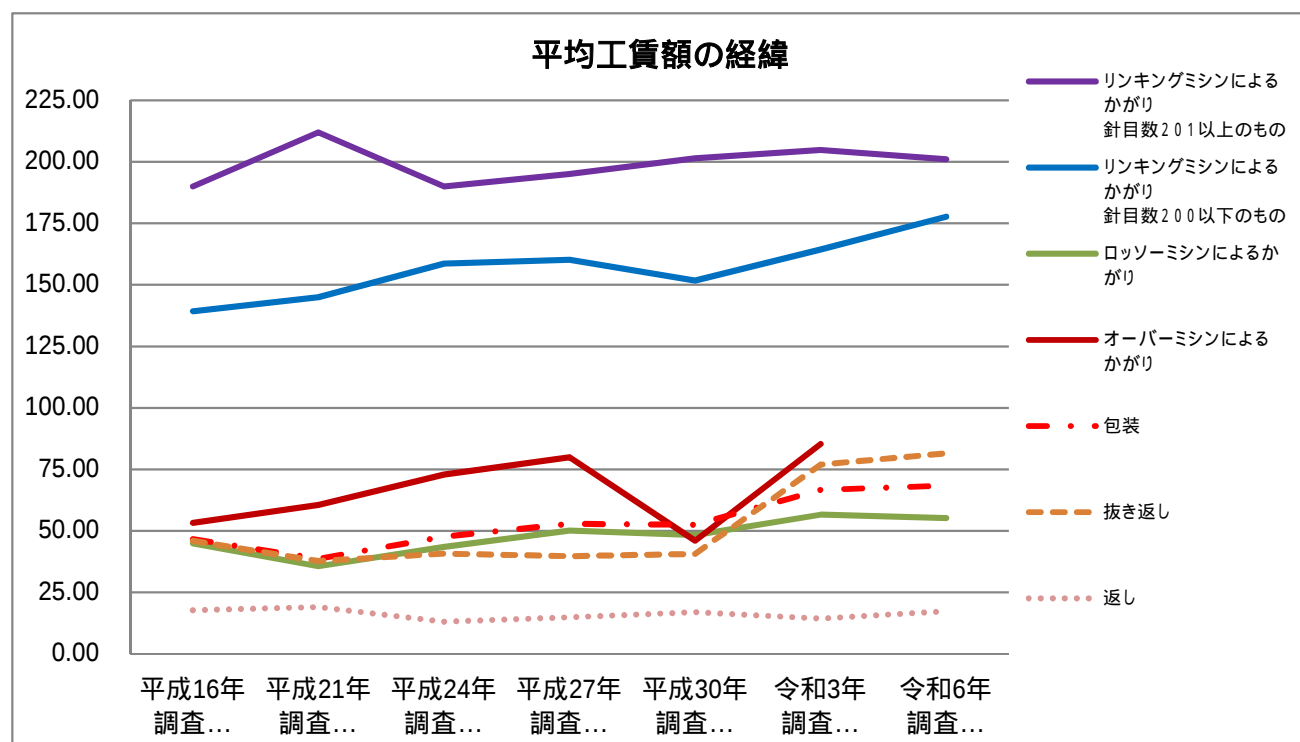
「工賃の最低額」は委託者調査による。



4 1デカ当たり平均工賃額の推移

業務								現行最低 工賃額 (円)
	平成16年 調査 (円)	平成21年 調査 (円)	平成24年 調査 (円)	平成27年 調査 (円)	平成30年 調査 (円)	令和3年 調査 (円)	令和6年 調査 (円)	
リンクグミシンによるかがり 針目数201以上のもの	190.00	212.00	190.00	195.10	201.50	204.86	201.09	152
リンクグミシンによるかがり 針目数200以下のもの	139.30	145.00	158.60	160.21	151.80	164.40	177.73	135
ロッソーミシンによるかがり	44.92	35.62	43.46	50.10	48.30	56.60	55.18	41
オーバーミシンによるかがり	53.20	60.50	72.86	80.00	46.00	85.33		36
包装	46.63	38.68	47.61	52.88	52.49	66.63	68.40	40
抜き返し	46.02	37.75	40.81	39.77	40.64	77.00	81.55	37
返し	17.81	19.03	13.10	14.90	17.02	14.33	17.41	10

「平均工賃額」は委託者調査による。また、数値は各委託者ごとの家内労働者数を考慮した加重平均である。



奈良県 靴下製造業の 最低工賃が改正されます！

令和6年8月25日から奈良県靴下製造業における最低工賃が引き上げられます。

委託者は、家内労働者に「最低工賃額**以上の**工賃」を支払わなければなりません。

【奈良県 靴下製造業 最低工賃】

〔1 デカ（10 足）につき〕

業 務	規 格	金 額	引上額
リンクングミシン によるかがり	針目数 140 本以上 159 本以下	144 円	14 円
	針目数 160 本以上 179 本以下	165 円	1 円
	針目数 180 本以上 219 本以下	186 円	1 円
	針目数 220 本以上	230 円	1 円
ロッソミシン によるかがり	委託者持ち	34 円	4 円
	家内労働者持ち	40 円	4 円
抜 き	手作業によるもの	35 円	4 円
	機械によるもの	20 円	2 円

（令和6年7月26日公示、同年8月25日効力発生）



令和7年2月7日

兵庫地方労働審議会
会長 松尾俊彦 殿

兵庫地方労働審議会
家内労働部会
部会長 今井陽子

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について（報告）

令和7年2月7日、兵庫地方労働審議会家内労働部会において、標記について慎重に審議を重ねた結果、兵庫県靴下製造業最低工賃について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	今井 陽子	梅野 巨利	岡崎 利美
家内労働者代表委員	中西 織絵	三村 敏	森田 直樹
委託者代表委員	谷口 幸史	藤嶋 純子	鷺尾 吉正



兵労発基 0218 第 1 号
令和 7 年 2 月 18 日

兵庫地方労働審議会
会 長 松 尾 俊 彦 殿

兵 庫 労 働 局 長
赤 松 俊 彦

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、兵庫県靴下製造業最低工賃（平成13年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和7年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和7年5月

答申日(A)	異議申出締切日 (B)	決裁開始日(C)	決裁終了日 = 持ち込み日(D)	官報公示予定日(E)	発効予定日(F)
5月1日(木)	5月16日(金)	5月19日(月)	5月26日(月)	6月9日(月)	7月9日(水)
5月2日(金)	5月19日(月)	5月20日(火)	5月27日(火)	6月10日(火)	7月10日(木)
5月3日(土)	5月19日(月)	5月20日(火)	5月27日(火)	6月10日(火)	7月10日(木)
5月4日(日)	5月19日(月)	5月20日(火)	5月27日(火)	6月10日(火)	7月10日(木)
5月5日(月)	5月20日(火)	5月21日(水)	5月28日(水)	6月11日(水)	7月11日(金)
5月6日(火)	5月21日(水)	5月22日(木)	5月29日(木)	6月12日(木)	7月12日(土)
5月7日(水)	5月22日(木)	5月23日(金)	5月30日(金)	6月13日(金)	7月13日(日)
5月8日(木)	5月23日(金)	5月26日(月)	6月2日(月)	6月16日(月)	7月16日(水)
5月9日(金)	5月26日(月)	5月27日(火)	6月3日(火)	6月17日(火)	7月17日(木)
5月10日(土)	5月26日(月)	5月27日(火)	6月3日(火)	6月17日(火)	7月17日(木)
5月11日(日)	5月26日(月)	5月27日(火)	6月3日(火)	6月17日(火)	7月17日(木)
5月12日(月)	5月27日(火)	5月28日(水)	6月4日(水)	6月18日(水)	7月18日(金)
5月13日(火)	5月28日(水)	5月29日(木)	6月5日(木)	6月19日(木)	7月19日(土)
5月14日(水)	5月29日(木)	5月30日(金)	6月6日(金)	6月20日(金)	7月20日(日)
5月15日(木)	5月30日(金)	6月2日(月)	6月9日(月)	6月23日(月)	7月23日(水)
5月16日(金)	6月2日(月)	6月3日(火)	6月10日(火)	6月24日(火)	7月24日(木)
5月17日(土)	6月2日(月)	6月3日(火)	6月10日(火)	6月24日(火)	7月24日(木)
5月18日(日)	6月2日(月)	6月3日(火)	6月10日(火)	6月24日(火)	7月24日(木)
5月19日(月)	6月3日(火)	6月4日(水)	6月11日(水)	6月25日(水)	7月25日(金)
5月20日(火)	6月4日(水)	6月5日(木)	6月12日(木)	6月26日(木)	7月26日(土)
5月21日(水)	6月5日(木)	6月6日(金)	6月13日(金)	6月27日(金)	7月27日(日)

家内労働関係法規

目 次

家内労働法	1
家内労働法第 4 条第 2 項及び第 8 条第 1 項の審議会を定める政令 .	10
家内労働法施行規則	11
厚生労働省組織令	21
地方労働審議会令	22
兵庫地方労働審議会運営規程	25
兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程	27

○ 家 内 労 働 法

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（定義）

第 2 条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第2章 委託

（家内労働手帳）

第3条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（委託の打ち切りの予告）

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第3章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

（工賃の支払場所等）

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

- 第10条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

- 第11条** 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

- 第12条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第 13 条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）

（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第 11 条 に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第 14 条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（最低工賃に関する職権等）

第 15 条 第 8 条第 1 項及び第 10 条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第 8 条第 2 項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（工賃及び最低工賃に関する規定の効力）

第 16 条 第 6 条又は第 14 条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

（安全及び衛生に関する措置）

第 17 条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

（安全及び衛生に関する行政措置）

第 18 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第 1 項又は第 2 項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第 5 章 家内労働に関する審議機関

第 19 条 削除

第 20 条 削除

（専門部会等）

第 21 条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第 22 条 削除

（関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取）

第 23 条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 2 4 条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 雑則

(援助)

第 2 5 条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第 2 6 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第 2 7 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第 2 8 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第 2 9 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第 3 0 条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（申告）

第32条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第7章 罰則

第33条 第18条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第34条 第14条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者

二 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

三 第18条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第32条第3項の規定による命令に違反した者

四 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者

六 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- **家内労働法第 4 条第 2 項及び第 8 条第 1 項の審議会を定める政令**

家内労働法第 4 条第 2 項及び第 8 条第 1 項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

○ 家 内 労 働 法 施 行 規 則

第 1 章 委 託

(家内労働手帳)

第 1 条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

2 家内労働法 (以下「法」という。) 第 3 条第 2 項 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期

二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日

三 工賃を支払うつどその年月日

3 委託者は、委託をするにあつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日

二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所

三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め

4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から 2 年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。

8 家内労働手帳は、様式第 1 号による。

（就業時間の適正化に関する勧告）

第2条 法第4条第2項の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第2章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第3条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵便為替の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み
- 三 郵便振替口座への払込み又は振替

（審議会の意見の要旨の公示）

第4条 法第9条第1項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第5条 法第9条第2項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわれなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）

第6条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第11条第1項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第1項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第7条 法第11条第2項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲

二 申出の内容

三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第1号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第1項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第8条 法第12条第1項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第9条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第8条第1項又は法第10条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第15条第1項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第1項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第8条第1項又は法第10条の規定による調査審議を求めてはならない。

4 都道府県労働局長は、第2項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第3章 安全及び衛生

（安全装置の取付け）

第10条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ばつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシヤー		安全装置(その性能について労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 第44条第1項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。)

（規格具備等の確認）

第11条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第42条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第12条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合に、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

（防護措置）

第13条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、プーリ 若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、プーリ又はフライ ホイールに附属する止め具のある 機械（埋頭型の止め具を使用して いる機械を除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を 使用するバフ盤を除く。）	バフの研まに必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機 （送給が自動的に行なわれる構造 のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。 ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

（危害防止のための書面の交付等）

第14条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

（有害物についての容器の使用等）

第15条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

一 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号の3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。）

二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤

三 鉛化合物（労働安全衛生法施行令 別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。）を含有する絵具又は釉薬

2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

（女性及び年少者の就業制限）

第16条 委託者は、満18才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

一 丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のご盤（横切用丸のご盤、自動送り装置を有する丸のご盤その他反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。）に木材を送給する業務

二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又はそうじの業務

三 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス（以下「危険物」という。）を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの

六 鉛等（鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第1条第1号の鉛等をいう。以下同じ。）の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

2 委託者は、満18才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第1号、第3号及び第6号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

3 満18才に満たない家内労働者又は補助者は、第1項各号の業務に従事しないように努めなければならない。

4 満18才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第1項第1号、第3号及び第6号の業務に従事しないように努めなければならない。

（家内労働者の危害防止措置）

第 17 条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合
には、第 10 条から第 13 条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

（設備等の設置）

第 18 条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄
に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 1 条第 1 項第 2 号 の有機溶剤等及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除 く。）	蒸気の発散源を密閉する 設備、局所排気装置、全 体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気 装置又は排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又 は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じん の発生源を湿潤な状態に 保つための設備

（保護具等の使用）

第 19 条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる
保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置 又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所におけ る業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マ スク、粉じんにあつては防じんマ スク

皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品 を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手 袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

（危険物の取扱い）

第 2 0 条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発 火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは 水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸 化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与 えないこと。
別表第二に掲げる引 火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、 又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可 燃性のガス	みだりに発散させないこと。

（援助）

第 2 1 条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

（安全及び衛生に関する命令）

第 2 2 条 法第十八条の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第4章 雑則

(届出)

第23条 委託者は、法第2条第3項の規定に該当するに至つた場合には、遅滞なく、委託状況届(様式第2号)を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

2 委託者は、毎年、4月1日現在における状況について、委託状況届(様式第2号)を同月30日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり4日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届(様式第3号)を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第24条 法第27条の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地

二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日

三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲

四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量

六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額

2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

3 第1項の帳簿は、様式第4号による。

(報告等)

第25条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第28条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

二 出頭を命ずる場合には聴取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第26条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第27条 労働基準監督官が、法第30条第1項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

一 労働安全衛生法施行令第16条第1項 各号に掲げる物

二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物

2 法第30条第2項 の証票は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）様式第18号 による。

(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)

第28条 法第32条第3項 の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによつて行なう。

一 不利益な取扱いの事実

二 是正すべき事項

三 是正期限

(公示事項の周知)

第29条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はその省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第30条 委託者は、第1条の家内労働手帳及び第24条の帳簿を、様式第1号及び様式第4号と異なる様式を用いて作成することができる。

○ 厚 生 労 働 省 組 織 令

(地方労働審議会)

第 1 5 6 条の 2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成 4 年法律第 9 0 号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和 5 0 年法律第 2 8 号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 5 1 年法律第 3 4 号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号。第 4 4 条、第 4 5 条及び第 4 7 条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和 6 3 年法律第 4 0 号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
 - 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第 1 号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって 2 以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成 1 3 年政令第 3 2 0 号）の定めるところによる。

。 地 方 労 働 審 議 会 令

（名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第 7 条 家内労働法第 2 1 条第 1 項 の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第 8 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 2 以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代

表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月7日政令第185号)

この政令は、平成29年7月11日から施行する。

兵庫県労働審議会運営規程

第 1 条 兵庫県労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えるものとする。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第 7 条 第 2 条から第 6 条までの規定（第 2 条第 2 項を除く）は、審議会令第 6 条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」

とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

2 一 前項第一号の部会は、労働災害の防止に関する専門の事項を審議する。

二 前項第二号の部会は、家内労働に関する専門の事項（家内労働法第21条第1項の規定により最低工賃専門部会が所掌する事項を除く。）を審議する。

三 前項第三号の部会は、港湾労働に関する専門の事項を審議する。

第10条 前条に規定する部会（その部会長が委員であるものに限る）又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 最低工賃専門部会については、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合には、その時点で廃止する。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則（平成13年10月1日）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日）

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附則（平成14年12月5日）

この規程は、平成14年12月5日から施行する。

附則（平成24年11月7日）

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附則（令和3年11月12日）

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程

（規程の目的）

第1条 兵庫地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び兵庫労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（組織）

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員」という。）のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

（会議の招集）

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

（テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

（議事録および議事要旨）

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則) この規程は、平成 14 年 2 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 2 日から施行する。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



 厚生労働省

令和6年度版

は じ め に

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和 6 年

厚生労働省雇用環境・均等局

目 次

I	家内労働法のあらまし	4
II	家内労働に関する施策の概要	21
III	家内労働の現状	30

I 家内労働法のあらまし

● 家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

● 家内労働者の定義（法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
 - * 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
 - * 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
 - * 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

● 委託者の定義（法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
 - * 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - * 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - * 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

ます。

べき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのおきまでに（基本委託条件の通知）

- その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別		生年月日			営業所	名称		
	住所						所在地	TEL	
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別		生年月日			住所	TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他（ ）
	支払期日	イ 毎月 日締め、 ロ 納品の都度払い	(同月翌月) 日払い ハ その他（ ）
	通貨以外のもので支払う場合の方法		
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所		
不良品の取扱いに関する定め (検査日に関する定め)	ロ グループリーダー宅 ニ その他（ ）		
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください

原材料の受渡しのつど（注文伝票）

- ・ 委託業務の内容
- ・ 納入させる物品の数量
- ・ 工賃単価
- ・ 工賃の支払期日
- ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

年 月 日

_____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工 賃 支 払 期 日	年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
-------------	-------	------------------

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど（受入伝票）

- ・ 受領年月日
- ・ 工賃支払額 など

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

年 月 日

_____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

● **就業時間（法第4条）**

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

● **委託の打ち切りの予告（法第5条）**

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

● **工賃の支払（法第6条）**

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

● **工賃の支払場所など（法第7条）**

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

● **最低工賃（法第8条～第16条）**

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1 委託者が講ずべき危害防止措置

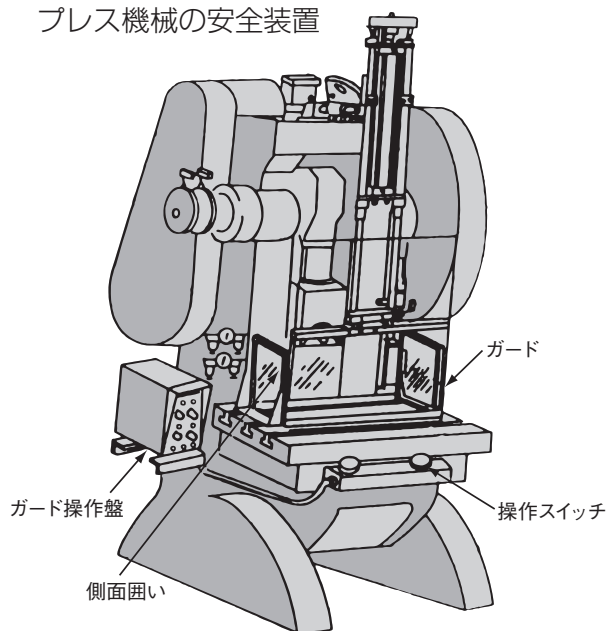
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはありませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

（1）プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

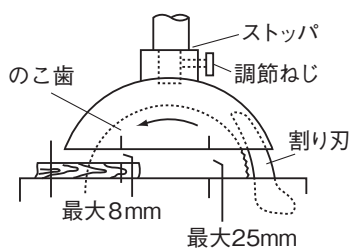
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

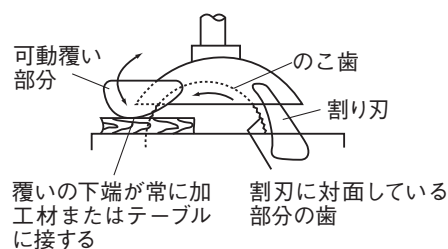
プレス機械の安全装置



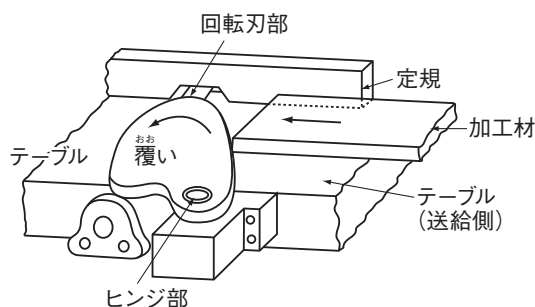
木材加工用機械の安全装置（例）



〔丸のこ盤の固定式安全装置〕



〔丸のこ盤の可動式安全装置〕



〔手押しかんな盤の可動式安全装置〕

(2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第86号）

②手押しかんな盤の刃の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第87号）

③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い

（昭和46年労働省告示第8号）

④動力により駆動されるプレス機械

（昭和52年労働省告示第116号）

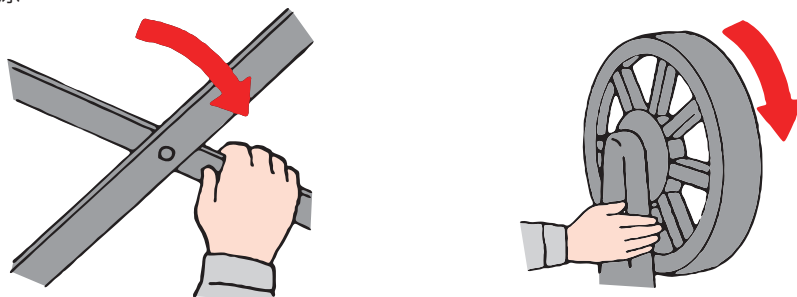
(3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源



②巻き込みの危険源

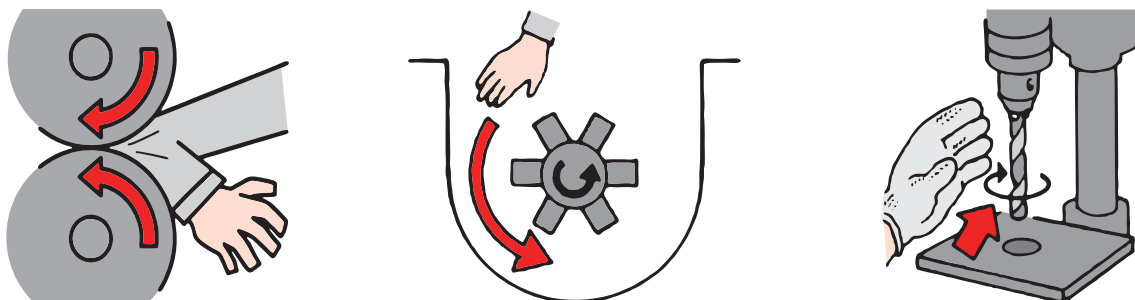


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機、または回転軸・歯車・プーリ・ベルトがある機械	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
回転軸・歯車・プーリ・フライホイールの止め具がある機械（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

（４）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

— SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知 —

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（896物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事 項
機 械	1 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。 2 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。 3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。
研削といし	1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。 2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。 3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。
プレス機械またはシャー	1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。 2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。 3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 - イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無 - ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 - ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 - ホ 配線及び開閉器の異常の有無 4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 - イ クラッチ及びブレーキの機能 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無 - ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	1 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3 風上で作業を行うこと。 4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 - イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 - ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 - ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 - ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 6 必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2 風上で作業を行うこと。 3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4 定期的に作業場をそうじすること。 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6 必要な健康診断を受けること。
鉛など	1 鉛などの人体に及ぼす作用 2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをする。

	5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 6 必要な健康診断を受けること。
--	---

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。（平成25年3月14日付通達）

家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要 （平成25年3月14日付け通達）

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>

胆管がんとの関連が指摘された 1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。
やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※ 1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

(5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 名称 | 5 注意喚起語 |
| 2 人体に及ぼす作用 | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意 | 7 標章（絵表示） |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 | |

標章（絵表示）の例



2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤 ^(※) を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤 ^(※) を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第1種有機溶剤：1,2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロルベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロルエタン・トルエン・ノルマルヘキサン・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

(2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

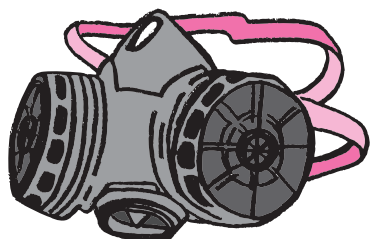
表4 保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ、保護眼鏡
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあっては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもの
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



(3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながる場合があります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-GoVから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号														
委 託 状 況 届														
事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地												
		(電話番号)												
		家内労働者数					補助者数					代理人数		
委託業務の内容	委託地域	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満		計	うち18歳未満
	都 道 ()													
	府 県 ()													
	都 道 ()													
	府 県 ()													
	都 道 ()													
	府 県 ()													
	都 道 ()													
	府 県 ()													
備 考														

年 月 日

委託者氏名

労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名		性別	年令	住所		委託業務 の内容	
委託者	営業所	名称				事業の種類		
	所在地	(電話番号)						
死傷病	発生日時		傷病名又は死因		傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時	
	年 月 日 時							
死傷病の原因 及び 発生状況								

年 月 日

委託者氏名

労働局長 殿

注 意

1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。

2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け (法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかねばなりません。

様式第4号

帳 簿

家内労働者	氏名		性 別		生 年 月 日	代 理 人	氏 名		住 所	
	住 所						代理業務の範囲			
補助者	作業上の所在地		氏 名		性 別	生 年 月 日	特 別 な 委託条件			
備 考										
委 託										
委託年月日	委託業務の内容	納入させる 物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工 賃 の 支 払 期 日	受領年月日	受 領 し た 物品の数量	支払年月日	支 払 工 賃 総 額	通貨以外の 工賃支払方法とその額

注 意

1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。

2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。

3 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。

4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。

5 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます。)

● 申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

● 罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】 法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】 委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

調停申請書は、こちらからダウンロードできます。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000835724.doc>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

Ⅱ 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、国や都道府県労働局、労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和6年8月31日現在、93件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和6年8月31日現在93件）

業 種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	3
	既製洋服など	35
	和服・その他	13
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合 計		93

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和6年8月31日現在93件）

件 名
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件 名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業

件	名
岐阜県男子既製洋服製造業	
岐阜県婦人服製造業	
岐阜県陶磁器上絵付業	
静岡県車両電気配線装置製造業	
愛知県車両電気配線装置製造業	
三重県車両電気配線装置製造業	
滋賀県下着・補整着製造業	
京都府紙加工品製造業	
京都府丹後地区絹織物業	
大阪府男子既製洋服製造業	
兵庫県綿・スフ織物業	
兵庫県靴下製造業	
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業	
兵庫県釣針製造業	
兵庫県電気機械器具製造業	
奈良県靴下製造業	
鳥取県男子服・婦人服製造業	
鳥取県和服裁縫業	
島根県外衣・シャツ製造業	
島根県電気機械器具製造業	
島根県和服裁縫業	
岡山県車両電気配線装置製造業	
広島県既製服縫製業	

件	名
広島県和服裁縫業	
広島県毛筆・画筆製造業	
広島県電気機械器具製造業	
山口県学校服製造業	
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）	
香川県手袋・ソックスカバー製造業	
愛媛県タオル製造業	
高知県繊維産業	
高知県衛生用紙製造業	
福岡県男子服製造業	
福岡県婦人服製造業	
佐賀県婦人既製服製造業	
長崎県男子既製洋服製造業	
長崎県婦人既製洋服製造業	
熊本県和服裁縫業	
熊本県縫製業	
熊本県電気機械器具製造業	
大分県電気機械器具製造業	
大分県衣服製造業	
宮崎県男子既製洋服製造業	
宮崎県内燃機関電装品製造業	
鹿児島県電気機械器具製造業	
沖縄県縫製業	

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3 年 以 上
2	振動工具使用の業務	1 年 以 上
3	鉛業務	6 か 月 以 上
4	有機溶剤業務	6 か 月 以 上

加入手続

特別加入を希望する場合は、特別加入団体に申し込んでください（特別加入の手続きは、特別加入団体が行います）。新たに特別加入団体を作ろうとしている団体についても同様です。

新たに特別加入団体を作る場合には、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和6年9月1日時点）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	14 / 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・ 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・ 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	14 / 1000
有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・ 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限り） ・ 木製または合成樹脂製の漆器	5 / 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・ 粉じん作業 ・ 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 / 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 / 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・ 仏壇 ・ 木製または竹製の食器	18 / 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降について、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

（1） 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院または労災指定病院などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合にも、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税の計算において、事業所得または雑所得（公的年金等に係るものを除きます。以下同じです。）の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として55万円まで認める特例があります。

（1）家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

（2）家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記（1）と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

（3）家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

詳しくは国税庁ホームページ

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>）をご覧ください。か、
国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）をおたずねください。

Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和5年度家内労働概況調査）

令和5年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

令和5年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は98,035人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は94,262人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,773人となっています。

2 家内労働者

（1）推移

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和5年度は94,262人となっています。

（2）男女別

家内労働者数を男女別にみると、男性が10,397人であるのに対し、女性は83,865人と全体の89.0%を占めています。

（3）類型別

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が88,523人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,232人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,507人（1.6%）となっています。

（4）業種別

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,204人（22.5%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が12,139人（12.9%）となっています。

（5）都道府県別

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が8,479人と最も多く、次いで愛知県が6,963人、大阪府が6,340人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、7,832 人で、家内労働従事者数に占める割合は 8.0% となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、5,677 人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の 72.5% を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数

令和 5 年 10 月 1 日現在の委託者数は、6,869 で、その内訳をみると、製造又は販売業者が 6,515、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が 354 となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が 2,311 (33.6%) と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が 752 (10.9%) となっています。

(3) 1 委託者当たりの平均家内労働者数

1 委託者当たりの平均家内労働者数は 13.7 人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が 22.3 人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が 16.3 人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は 8.9 人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和 5 年 10 月 1 日現在 421 人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が 63 人 (15.0%) と最も多く、次いで「ゴム製品製造業」が 55 人 (13.1%)、「電気機械器具製造業」が 44 人 (10.5%) となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労

区 分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度
家内労働従事者数 (対前年度比率)			人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,725,700 (△5.9%)	人 1,415,500 (△1.9%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 951,800 (△6.0%)	人 576,701 (△12.3%)
家内労働者数 (対前年度比率)			1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,313,900 (△2.1%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	549,585 (△12.3%)
内 訳	性別	男 性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]
		女 性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]
	類型別	専 業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]
		内 職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]
		副 業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]
補 助 者 数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116
委 託 者 数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

第2表 業種別家内労働者

業 種	令和4年度	令和5年度	対前年度比率
総数	人 95,108 100%	人 94,262 100%	% △0.9
食料品製造業	1,743 1.8%	1,514 1.6%	△13.1
繊維工業	21,554 22.7%	21,204 22.5%	△1.6
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,051 1.1%	1,019 1.1%	△3.0
紙・紙加工品製造業	6,195 6.5%	6,087 6.5%	△1.7
印刷・同関連及び出版業	2,776 2.9%	2,610 2.8%	△6.0
ゴム製品製造業	6,034 6.3%	5,625 6.0%	△6.8
皮革製品製造業	1,788 1.9%	1,688 1.8%	△5.6
窯業・土石製品製造業	737 0.8%	726 0.8%	△1.5
金属製品製造業	3,158 3.3%	3,251 3.4%	2.9
電子部品・デバイス製造業	4,159 4.4%	4,127 4.4%	△0.8
電気機械器具製造業	12,564 13.2%	12,139 12.9%	△3.4
情報通信機械器具製造業	563 0.6%	496 0.5%	△11.9
機械器具等製造業	5,311 5.6%	5,658 6.0%	6.5
その他（雑貨等）	27,475 28.9%	28,118 29.8%	2.3

働者数、補助者数及び委託者数の推移

12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
人 347,084 (△9.2%)	人 216,625 (△4.4%)	人 141,131 (△7.1%)	人 114,655 (△2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△7.4%)	人 98,339 (△2.1%)	人 98,035 (△0.3%)
331,831 (△9.1%)	207,142 (△4.2%)	136,289 (△6.1%)	111,038 (△1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△7.8%)	95,108 (△2.1%)	94,262 (△0.9%)
23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]	10,397 [11.0%]
307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]	83,865 [89.0%]
16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]	4,232 [4.5%]
311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]	88,523 [93.9%]
3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]	1,507 [1.6%]
15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773
24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

数及び主な家内労働業務

主な家内労働業務
貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、燃糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働 従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
	人	人	人		
全国	98,035	94,262	3,773	6,869	421
北海道	1,038	1,033	5	85	0
青森県	777	773	4	65	0
岩手県	1,112	1,095	17	102	2
宮城県	970	964	6	102	2
秋田県	1,265	1,220	45	125	0
山形県	1,622	1,597	25	151	2
福島県	1,860	1,835	25	159	13
茨城県	2,055	1,965	90	146	83
栃木県	961	931	30	109	2
群馬県	3,630	3,371	259	209	11
埼玉県	4,387	4,301	86	358	14
千葉県	1,798	1,750	48	125	2
東京都	8,790	8,479	311	785	5
神奈川県	1,433	1,425	8	87	3
新潟県	2,355	2,262	93	180	6
富山県	1,158	1,102	56	107	27
石川県	1,499	1,423	76	142	0
福井県	1,641	1,575	66	150	1
山梨県	1,531	1,496	35	157	0
長野県	3,474	3,394	80	234	1
岐阜県	2,020	1,821	199	153	1
静岡県	6,463	6,278	185	274	77
愛知県	7,364	6,963	401	342	28
三重県	2,689	2,603	86	121	0
滋賀県	3,253	3,212	41	165	5
京都府	2,754	2,663	91	188	2
大阪府	6,621	6,340	281	380	31
兵庫県	3,382	2,903	479	161	3
奈良県	1,921	1,893	28	144	11
和歌山県	699	504	195	33	13
鳥取県	981	963	18	96	2
島根県	719	676	43	89	3
岡山県	2,719	2,626	93	135	0
広島県	1,972	1,931	41	122	32
山口県	1,033	1,020	13	86	1
徳島県	523	517	6	43	23
香川県	1,189	1,149	40	97	4
愛媛県	1,892	1,869	23	159	0
高知県	534	518	16	33	2
福岡県	1595	1553	42	104	0
佐賀県	826	796	30	81	0
長崎県	212	212	0	31	0
熊本県	1,163	1,148	15	107	0
大分県	320	318	2	25	0
宮崎県	947	910	37	61	8
鹿児島県	655	652	3	41	1
沖縄県	233	233	0	20	0

第 4 表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総 数	7,832 (485) 100.0%	1,730 (120) 22.1%	6,102 (365) 77.9%	1,318 (124) 16.8%	6,453 (353) 82.4%	61 (8) 0.8%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	470 (51) 100.0%	264 (16) 56.2%	206 (35) 43.8%	244 (34) 51.9%	219 (15) 46.6%	7 (2) 1.5%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	646 (43) 100.0%	283 (3) 43.8%	363 (40) 56.2%	157 (21) 24.3%	483 (22) 74.8%	6 (0) 0.9%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	218 (2) 100.0%	54 (1) 24.8%	164 (1) 75.2%	19 (1) 8.7%	196 (0) 89.9%	3 (1) 1.4%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	354 (52) 100.0%	255 (12) 72.0%	99 (40) 28.0%	259 (25) 73.2%	92 (27) 26.0%	3 (0) 0.8%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,677 (249) 100.0%	750 (35) 13.2%	4,927 (214) 86.8%	615 (38) 10.8%	5,021 (206) 88.4%	41 (5) 0.7%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	423 (79) 100.0%	99 (50) 23.4%	324 (29) 76.6%	0 (0) 0.0%	423 (79) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	54 (8) 100.0%	23 (2) 42.6%	31 (6) 57.4%	25 (5) 46.3%	29 (3) 53.7%	0 (0) 0.0%

注 1： 2 種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に 1 人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注 2： () は、補助者数（内数）である。

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青 森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮 城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山 形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福 島	024-536-4604	960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階
茨 城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃 木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼 玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階
千 葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新 潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富 山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石 川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階
山 梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1
岐 阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静 岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛 知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三 重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階
滋 賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京 都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈 良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階
鳥 取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
島 根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡 山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
山 口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市巾着町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳 島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎
香 川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛 媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高 知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田1番39号
福 岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐 賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル
熊 本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
大 分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮 崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖 縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和6年度版